

るように作成される。

第4条

両締約国政府は、また、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確保する仕組み及び手続を強化するため、合同委員会の枠組みを通じて協力する。

第5条

- 1 両締約国政府は、日本国政府に対し軍属の構成員として認定されたコントラクターの被用者について速やかに通報が行われるよう合同委員会の枠組みを通じて手続を定める。両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請があったときは、当該通報に関し作業部会で協議する。
- 2 合衆国政府は、第3条に定める指示による基準の作成を受けて、軍属の構成員として認定されているコントラクターの被用者が実際にそのような地位を得る資格を有していることを確保するため、当該コントラクターの被用者についての制度化された定期的な見直しのための手続を定め、及び維持する。
- 3 両締約国政府は、軍属に関する定期的な報告のため、第2条に規定する作業部会を通じて手続を定める。合衆国政府は、当該報告を日本国政府に対して提供する。

第6条

両締約国政府は、この協定の実施に関連して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、地位協定第25条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第7条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。
- 3 2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて1年前に他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

資料39 防衛省改革の方向性（概要）

（平成25年8月30日 防衛省）

我が国を取り巻く安全保障環境の一層の深刻化、東日本大震災等を通じた部隊運用に係る教訓事項等の認識に加え、武器輸出三原則等の包括的例外化措置、NSCの設置に向けた動きなどの政策的環境も変化。

一般の改革においては、このような状況の変化を踏まえ、これまでの検討において指摘された事項も十分に考慮し、抜本的な改革を実施。その方向性は、以下のとおり。

(1) 文官と自衛官の垣根を取り払う

文官と自衛官の一体感を醸成するため、内部部局に自衛官ポストを定員化するとともに、各幕僚監部・主要部隊等に新たな文官ポストを定員化

(2) 部分最適化から全体最適化へ（防衛力整備）

陸海空の縦割りを廃し、統合運用を踏まえた防衛力整備業務フローを確立。併せて装備品等のライフサイクルの一貫した管理により、装備取得の効率化・最適化を図り、防衛力の全体最適化に寄与

(3) 的確な意思決定をより迅速に（統合運用）

自衛隊の運用に関する意思決定について、的確性を確保した上で、より迅速なものとなるよう、実際の部隊運用に関する業務を基本的に統合幕僚監部に一本化すべく、組織の見直し等を実施

(4) 政策立案・情報発信機能の更なる強化へ

対外関係業務の飛躍的増大やNSC設立に対応した政策立案機能を強化。併せて、情報発信機能強化も実施

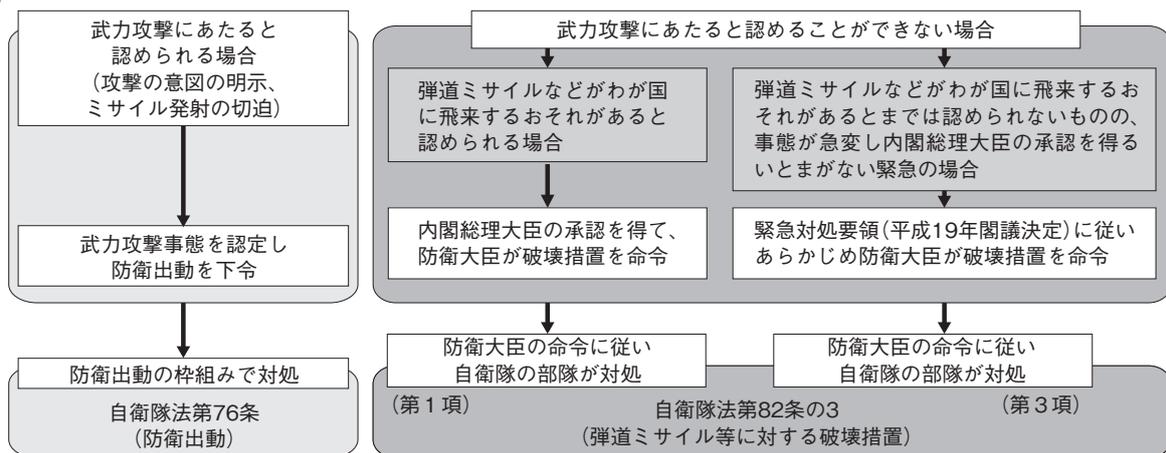
改革を真に実効的なものとするためには、文官・自衛官双方の意識改革が不可欠。また、事態対処等の業務の停滞や混乱を招かぬようスムーズに改革を進める必要。このため、内部部局・各幕僚監部が車の両輪として防衛大臣を補佐する一方、着実かつ段階的に改革を行い、一連の改革を定着させることが重要。もとより、改革は不断に実施するものであり、常に点検を行い、更なる改革・改善に取り組んでいくことは当然。

資料40 わが国のBMD整備への取組の変遷

93（平成5）年	5月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
95（平成7）年	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」及び「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
98（平成10）年	8月31日：北朝鮮が日本上空を越える1発の弾道ミサイルを発射 海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安保会議及び閣議了承
99（平成11）年	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした共同研究開始
02（平成14）年	米国がBMDの初期配備を決定
03（平成15）年	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安保会議及び閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
05（平成17）年	自衛隊法改正（弾道ミサイル等に対する破壊措置） 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安保会議及び閣議で決定
06（平成18）年	7月5日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、6発は日本海上に落下、1発は発射直後に爆発
07（平成19）年	ベトリオットPAC-3の部隊配備開始 イージス艦によるSM-3発射試験開始
09（平成21）年	3月27日：初めて弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月5日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、東北地方上空から太平洋に通過 7月4日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
12（平成24）年	3月30日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月13日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、1分以上飛翔し、数個に分かれて黄海上に落下 12月7日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月12日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過
14（平成26）年	北朝鮮が3月、6月及び7月に弾道ミサイルを発射 3月3日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 3月26日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも600km以上飛翔し、日本海上に落下 6月29日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月9日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月13日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下 7月26日：1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下
15（平成27）年	3月2日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下

16 (平成28) 年	<p>北朝鮮が「人工衛星」と称するものを含め、1年間に20発以上の弾道ミサイルを発射</p> <p>2月3日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令</p> <p>2月7日：「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過</p> <p>3月10日：2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下</p> <p>3月18日：1発の弾道ミサイルを発射、約800km飛翔し、日本海上に落下</p> <p>4月15日：1発の弾道ミサイルを発射</p> <p>4月23日：1発の弾道ミサイルを発射</p> <p>4月28日：2発の弾道ミサイルを発射</p> <p>5月31日：1発の弾道ミサイルを発射</p> <p>6月22日：2発の弾道ミサイルを発射、1発目は約100km飛翔し、北朝鮮東岸付近に落下 2発目は約400km飛翔し、日本海上に落下</p> <p>7月9日：1発の弾道ミサイルを発射</p> <p>7月19日：3発の弾道ミサイルを発射、1発目は約400km飛翔し、日本海上に落下、2発目は飛翔を継続せず日本海上に落下せず細部不明、3発目は約500km飛翔し、日本海上に落下</p> <p>8月3日：2発の弾道ミサイルを発射、1発は約1,000km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下、もう1発は発射直後に爆発</p> <p>8月24日：1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下</p> <p>9月5日：3発の弾道ミサイルを発射、いずれも約1,000km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下</p> <p>10月15日：1発の弾道ミサイルを発射</p> <p>10月20日：1発の弾道ミサイルを発射</p> <p>12月22日：国家安全保障会議（NSC）9大臣会合において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の共同生産・配備段階への移行について決定</p>
17 (平成29) 年	<p>北朝鮮が2月以降、弾道ミサイルを発射</p> <p>2月12日：1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下</p> <p>3月6日：4発の弾道ミサイルを発射、約1,000km飛翔し、日本海上に落下（3発はわが国EEZ内に落下）</p> <p>4月5日：1発の弾道ミサイルを発射、約60km飛翔し、日本海上に落下</p> <p>4月16日：1発の弾道ミサイルを発射、発射直後に爆発</p> <p>4月29日：1発の弾道ミサイルを発射、約50km離れた内陸部に落下</p> <p>5月14日：1発の弾道ミサイルを発射、約800km飛翔し、日本海上に落下</p> <p>5月21日：1発の弾道ミサイルを発射、約500km飛翔し、日本海上に落下</p> <p>5月29日：1発の弾道ミサイルを発射、約400km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下</p> <p>7月4日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、約900km飛翔し、日本海上のわが国EEZ内に落下</p>

資料41 弾道ミサイルなどへの対処の流れ



文民統制の確保の考え方

- 弾道ミサイルなどへの対処にあたっては、飛来のおそれの有無について、具体的な状況や国際情勢などを総合的に分析・評価したうえでの、政府としての判断が必要である。また、自衛隊による破壊措置だけではなく、警報や避難などの国民の保護のための措置、外交面での活動、関係部局の情報収集や緊急時に備えた態勢強化など、政府全体での対応が必要である。
- このような事柄の重要性および政府全体としての対応の必要性にかんがみ、内閣総理大臣の承認（閣議決定）と防衛大臣の命令を要件とし、内閣および防衛大臣がその責任を十分果たせるようにしている。さらに、国会報告を法律に規定し、国会の関与についても明確にしている。

資料42 防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組

12 (平成24) 年	<p>4月：日米首脳会談において、サイバー問題についての政府一体となった関与を強化するべく包括的対話を立ち上げることで一致</p> <p>6月：「内閣官房情報セキュリティセンター（NISC：National Information Security Center）」に「情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT：CYber incident Mobile Assistance Team）」設置</p> <p>9月：「防衛省・自衛隊によるサイバー空間の安定的・効果的な利用に向けて」策定</p>
13 (平成25) 年	<p>5月：日米首脳会談を踏まえ、「第1回日米サイバー対話」開催</p> <p>7月：防衛省及びサイバーセキュリティに関心の深い防衛産業にて「サイバーディフェンス連携協議会（CDC：Cyber Defense Council）」を設置</p> <p>8月：日米防衛相会談において、サイバーセキュリティ分野における日米防衛協力を一層促進する観点から、防衛当局間の協力の新たな枠組みを検討することで一致</p> <p>10月：日米防衛当局間で「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG：Cyber Defense Policy Working Group）」を設置</p>
14 (平成26) 年	<p>3月：「自衛隊指揮通信システム隊」のもとに「サイバー防衛隊」新編</p> <p>11月：「サイバーセキュリティ基本法」成立</p>
15 (平成27) 年	<p>1月：内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」設置</p> <p>1月：内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）」設置</p> <p>5月：CDPWG共同声明発表</p> <p>9月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定</p>
16 (平成28) 年	<p>4月：防衛省に「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を設置</p>

資料43 災害派遣の実績（過去5年間）

年度	24	25	26	27	28	熊本地震 [*] (28)
件数	520	555	521	541	515	—
人員(人)	1万2,410	8万9,049	6万6,267	3万0,035	33,123	約81万4,200
車両(両)	2,068	7,949	9,621	5,170	5,824	—
航空機(機)	684	1,255	1,232	888	725	2,618
艦艇(隻)	1	51	0	2	11	300

※ 熊本地震については、28年度の派遣実績から除く。

資料44 災害派遣にかかる主な訓練の実施及び参加実績
(平成28年度)

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 自衛隊統合防災演習（南海トラフ地震対処訓練）の実施 ② 防衛省災害対策本部運営訓練の実施 ③ 「防災の日」政府本部運営訓練への参加 ④ 政府図上訓練への参加 ⑤ 原子力総合防災訓練への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 大規模津波防災総合訓練への参加 ⑦ 原子力防災訓練への参加 ⑧ 大規模地震時医療活動訓練への参加 ⑨ 九都府県合同防災訓練と連携した訓練への参加 ⑩ 近畿府県合同防災訓練と連携した訓練への参加 ⑪ 東海地域広域連携防災訓練と連携した訓練への参加 ⑫ その他、地方公共団体などの行う総合防災訓練への参加 |
|--|--|

資料45 多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）

(2012.4.1～2017.6.30)

		項目	実績
アジア太平洋地域における 安保対話への参加	政府間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拡大ASEAN国防相会議（ADMM プラス） <ul style="list-style-type: none"> ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合（ADSOM プラス） ・高級事務レベル会合作業部会（ADSOM プラスWG） ○ 専門家会合（EWG） <ul style="list-style-type: none"> ・海洋安全保障EWG ・防衛医学EWG ・対テロEWG ・人道支援・災害救援EWG ・平和維持活動EWG ・地雷処理EWG ○ ASEAN地域フォーラム（ARF） <ul style="list-style-type: none"> ・国防当局間会合 	<ul style="list-style-type: none"> (13.8、15.11) (12.4、13.4、14.4、15.2、16.4、17.4) (13.2、13.3、14.2、15.1、16.2、17.3) (12.9、12.11、13.5、13.9、14.2、14.6、14.10、15.2、15.9、15.10、16.3、16.11) (12.7、13.10、14.6、14.10、15.5、15.9、17.1) (12.4、13.3、14.10、15.10、16.12) (12.8、14.1、14.7、14.12、15.8、15.12、16.5、16.12、17.5) (12.6、12.11、13.4、14.2、14.9、15.3、15.9、16.10、17.5) (14.6、14.12、15.10、16.10、17.5) (12.5、12.11、13.4、13.5、13.12、14.4、14.6、14.12、15.5、15.6、16.4、16.5、17.5、17.6)
	民間主催	<ul style="list-style-type: none"> ・IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合） 	(12.6、13.6、14.6、15.5、16.6、17.6)
防衛省主催による 安保対話		<ul style="list-style-type: none"> ○ 日ASEAN防衛担当大臣会合 ○ 日ASEAN防衛当局次官級会合 ○ 共通安全保障課題に関する東京セミナー ○ アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンス・フォーラム） ○ 国際防衛学セミナー ○ 国際士官候補生会議 	<ul style="list-style-type: none"> (14.11、16.11) (13.3、14.2、14.10、15.9、16.9) (13.3) (12.10、13.10、15.3、16.3、17.3) (12.7、13.7、14.7、15.6) (13.2、14.3、15.3)

資料46 各種協定締結状況

	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定 (ACSA)	情報保護協定	安保・防衛協力文書	外務・防衛閣僚級による 会合（「2+2」）等
 米国	日米相互防衛援助協定 54年3月 署名 54年5月 発効 対米武器技術供与取極締結 (交換公文) 83年11月 対米武器・武器技術供与取極締結 (交換公文) 06年6月	96年4月 署名 96年10月 発効 98年4月 署名 99年9月 改正 04年2月 署名 04年7月 改正 16年9月 署名 17年4月 発効	07年8月 署名・発効	日米安全保障条約 51年9月 署名 52年4月 発効 60年1月 署名 60年6月 発効	(直近5回分) 06年5月、07年5月、 11年6月、13年10月、 15年4月
 オーストラリア	14年7月 署名 14年12月 発効	10年5月 署名 13年1月 発効 17年1月 署名	12年5月 署名 13年3月 発効	03年9月 覚書署名 08年12月 改定	07年6月、08年12月、 10年5月、12年9月、 14年6月、15年11月
 英国	13年7月 署名・発効	17年1月 署名	13年7月 署名 14年1月 発効	04年1月 覚書署名 12年6月 改定	15年1月、16年1月
 フランス	15年3月 署名 16年12月 発効	17年1月「2+2」で交渉を開始すること一致	11年10月 署名・発効	02年4月 署名(書簡交換) 03年8月 付属文書改定 14年7月 意図表明文書署名	14年1月、15年3月、 17年1月

	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定 (ACSA)	情報保護協定	安保・防衛協力文書	外務・防衛閣僚級による会合 (「2+2」) 等
 インド	15年12月 日印首脳会談で署名 16年 3月 発効	—	15年12月 署名・発効	14年9月 覚書署名	(次官級会合) 10年7月、12年10月、 15年4月、17年 3月
 韓国	—	11年1月 日韓防衛相会談で、 意見交換を進めることで一致	16年11月 署名・発効	09年4月 意図表明文書署名	—
 インドネシア	15年12月 「2+2」 で交渉開始に合意	—	—	15年3月 覚書署名	15年12月
 フィリピン	16年2月 署名 16年4月 発効	—	—	12年7月 意図表明文書署名 15年1月 覚書署名	(次官級会合) 14年6月 新設に合意
 ニュージーランド	—	14年7月 日NZ首脳会談で、 検討することで一致	—	13年8月 覚書署名	—
 ドイツ	—	—	—	—	—
 イタリア	17年5月 署名	—	16年3月 署名 16年6月 発効	12年6月 意図表明文書署名 17年5月 覚書署名	—
 カナダ	—	11年8月 日加次官級「2+2」 対話で締結交渉を開始すること で一致 17年5月 実質合意	—	—	(次官級会合) 11年8月、14年3月、 16年4月
 ロシア	—	—	—	99年8月 覚書署名 06年1月 改定	13年11月、17年3月
 NATO	—	—	10年6月 署名・発効	14年5月 日NATO国別パート ナーシップ協力計画 (IPCP) 発表	—

※シンガポール、ベトナム、モンゴル、バーレーン、カンボジア、スウェーデン、スペイン、カタール、ジョージア、サウジアラビア、ヨルダン、コロンビア、オランダとも覚書に署名、トルコとも意図表明文書に署名
※マレーシアとも防衛装備品・技術移転協定の交渉開始に合意 (15年5月)

資料47 留学生受入実績 (平成28年度の新規受入人数)

(単位: 人)

機関名	タイ	フィリピン	インドネシア	シンガポール	マレーシア	ベトナム	カンボジア	東ティモール	ラオス	ミャンマー	インド	パキスタン	韓国	モンゴル	オーストラリア	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ	小計
防衛研究所	1										1				1	2					5
防衛大学校	5	2				8	3	2	2	3			1	3	1	8			8		46
陸自 (幹部学校など)	1					1	1			2	1	4	3	1		3					17
海自 (幹部学校など)	2	2								1			2		1						8
空自 (幹部学校など)	2									2	1		3			1					9
統合幕僚学校	2			1	1	1				3			3			2	2			2	17
合計	13	4	0	1	1	10	4	2	2	11	3	4	12	4	3	16	2	0	8	2	102

資料48 防衛省主催による多国間安全保障対話

(2011.4.1~2017.6.30)

安全保障対話		概要	最近の状況
防衛省主催	内部部局など	日ASEAN諸国防衛当局次官級会合	防衛省の主催により、09年から開催し、ASEAN加盟各国の防衛当局の次官級をわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。
		共通安全保障課題に関する東京セミナー	防衛省の主催により、09年から開催し、国内外から有識者および防衛当局者を招き、地域の共通の安全保障課題と地域協力の促進のための方策などをテーマとして広く一般に公開して開催されるセミナーであり、地域協力促進に向けてオープンな形で意見を交換する場としている。
		アジア太平洋地域防衛当局フォーラム (東京ディフェンス・フォーラム)	防衛省の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の防衛政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、防衛面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。
			16年9月、ASEAN加盟各国の防衛当局次官級の参加を得て、第8回会合を仙台において開催し、「地域における安全保障環境を向上するために～日ASEANの防衛協力の強化」と題して、「地域の安全保障環境の現状」、「共通の課題に対する取組」及び「今後の日ASEAN防衛協力」の具体的テーマにつき、出席者の間で率直かつ建設的な意見交換を行った。
			13年3月、国内外から有識者および防衛当局者の参加を得て、「アジア太平洋地域の安全保障－日本とASEANの今後の役割」と題して議論を行い、安全保障環境改善のための取組に資するとともに、地域における対話・協力の促進に寄与した。
			17年3月に開催された第21回フォーラムでは、アジア太平洋地域の24か国に加え、フランス及び英国の計26か国、並びに、ASEAN事務局、欧州連合 (EU) 及び赤十字国際委員会 (ICRC) の参加を得て、①「PKO活動－今後の課題と協力の在り方」及び②「国防当局が直面している国内の課題」について幅広く議論を行った。

安全保障対話		概要	最近の状況
陸自	アジア太平洋地域多国間協力プログラム (MCAP : Multinational Cooperation program in the Asia Pacific)	陸自の主権により、14年度から毎年開催し、アジア太平洋地域の主要国などから軍人などの実務者を招き、地域各国に共通する課題に対する多国間による具体的な協力・取組について意見を交換する場としている。	16年8月、アジア太平洋地域などの22か国から参加を得て、「大規模災害における陸軍種の役割」をテーマとしたグループ討議および熊本地震被災地研修などを行った。
	陸軍兵站実務者交流 (MLST : Multilateral Logistics Staff Talks)	陸自の主権により、97年度から毎年開催し、アジア太平洋地域および欧州地域の主要国などから兵站実務者を招き、兵站協力などに関する意見を交換する場としている。	16年11月、アジア太平洋地域及び欧州地域の19か国からの兵站実務者などの参加を得て、第20回陸軍兵站実務者交流を開催し、「国際緊急援助活動における兵站協力」をテーマとして意見交換を行った。
	幹部学校多国間セミナー	陸自の主権により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練のあり方などに関する意見を交換する場としている。	16年8月、アジア太平洋地域19か国の陸軍大学学生などの参加を得て、第16回陸自幹部学校指揮幕僚課程学生多国間セミナー (The 16th Army Command and General Staff College Seminar) を開催し、「多国間環境下における人道支援・災害救援におけるリーダーシップ・チームワーク」をテーマとして意見交換を行った。
海自	アジア・太平洋諸国海軍大学セミナー	海自の主権により、98年から毎年開催し、アジア太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育及び学校研究の資を得ること及びセミナー参加国との防衛交流及び相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	17年2月、15か国の海軍などの軍人や政策研究大学院大学、大阪大学大学院及び笹川平和財団海洋政策研究所からも参加者を得て、第20回のセミナーを開催し、「アジア太平洋地域における海洋安全保障と協働の強化」をテーマとして、参加者からの発表及び活発な意見交換を行った。また、部隊・文化研修を行い、海自及び日本の文化・歴史等の理解を深めた。
防衛省 主催	空軍大学セミナー	空自の主権により、15年から開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。(※96年から14年までは国際航空防衛教育セミナーとして実施)	16年10月、4か国から空軍大学関係者及び研究員を招へいし、「エア・パワーの戦略的役割」をテーマとして基調講演、参加者からの発表及び意見交換を行った。
	指揮幕僚課程学生多国間セミナー	空自の主権により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	16年10月、21か国の空軍大学学生などの参加を得て第16回セミナーを開催し、「エアパワーの多国間協力の方向性」をテーマとして意見交換を行った。
防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主権により、96年から開催し、アジア太平洋地域の士官学校などの代表者を招へいして、国際情勢および安全保障などに関する討議を行う場としている。	16年7月、10か国を招へいし、第21回目のセミナーを開催し、「サイバーセキュリティに寄与する士官学校の教育・研究」をテーマとして意見交換を行った。
	国際士官候補生会議	防大の主権により、98年から毎年開催し各国の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	17年3月、19か国を招へいし、第20回目の会議を開催し、「近未来—私たちが指揮官になるとき—」をテーマとして意見交換を行った。
防衛研究所	安全保障国際シンポジウム	防研の主権により、99年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	16年7月、米国、韓国及び国内から著名な研究者・実務者を招き、「北朝鮮をめぐる将来の安全保障環境」を主題として意見交換を行った。
	国際安全保障コロキウム	防研の主権により、99年から毎年開催し、国内外の複数の有識者を招いて、安全保障問題に関するより高度かつ専門的な報告および討議を行う場としている。	16年7月、米国、韓国の研究者・実務者を招くとともに、国内の専門家を交えて、「北朝鮮をめぐる将来の安全保障環境」を議題として意見交換を行った。
	戦争史研究国際フォーラム	防研の主権により、02年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	16年9月、米国、英国、オーストラリア及び国内の研究者を招き、「歴史から見た日本の同盟」を議題として意見交換を行った。
	アジア太平洋安全保障ワークショップ	防研の主権により、10年から毎年開催し、アジア太平洋地域が共通に直面している新たな安全保障問題についてワークショップ形式の研究会を行っている。	17年1月、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、オーストラリア及び米国の研究者を招き、「アジア太平洋諸国の安全保障課題と国防部門への影響」を議題に意見交換を行った。

資料49 その他の国家間安全保障対話など

その他の多国間対話など		概要	
政府 主催	内部部局など	アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS : Asia-Pacific Military Operations Research Symposium)	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。93年の第2回から参加している。
		ブトラジャヤ・フォーラム	マレーシア国防省国防安全保障研究所主催により、ADMMプラス国を中心とした国防関係者の参加を得て、地域の安全保障に関して意見交換を行う場である。10年の第1回に参加した。
		ジャカルタ国際防衛ダイアログ (JIDD : Jakarta International Defence Dialogue)	インドネシア国防省 (インドネシア国防大学企画) 主催により、ADMMプラス国を中心とした各国の国防大臣、総参謀長などの参加を得て、地域の安全保障などに関して意見交換を行う場である。11年の第1回から参加している。
		ソウル安全保障対話 (SDD : Seoul Defense Dialogue)	韓国国防省主催により、アジア太平洋、欧米各国の国防担当次官級の参加を得て、朝鮮半島問題を含む地域の安全保障課題などに関して意見交換を行う場である。12年の第1回から参加している。
	統幕	アジア太平洋諸国参謀総長等会議 (CHOD : Asia-Pacific Chief of Defense Conference)	米国の主催または参加国との持ち回り共催により毎年開催され、アジア太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。98年の第1回から参加している。
		アジア太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS : Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar)	米国と会員国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては95年の第24回から参加している。07年の第36回セミナーは、わが国において28か国および2国際機関の参加を得て開催された。
陸自	太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (PACC : Pacific Armies Chiefs Conference)	米国と参加国の持ち回り共催により、PAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各陸軍参謀総長などの意見交換の場である。99年の第1回から参加している。09年は、日本が初めて主催した。	
	太平洋地域陸軍管理セミナー (PAMS : Pacific Armies Management Seminar)	米国と参加国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。93年の第17回から参加している。09年の第33回会議は日本においてPACCと同時開催された。	

その他の多国間対話など		概要	
政府 主 催	陸自	太平洋地上軍シンポジウム (LANPAC : Land Forces Pacific)	米陸軍協会 (AUSA) が主催するシンポジウムであり、13年4月に初開催された。平成26年度の第2回シンポジウムにおいては、陸幕長がゲストスピーカーとして公式招待され、「人道支援・災害救援における日米協力の現状と今後」をテーマにスピーチを行い、米太平洋陸軍司令官をはじめとする各国の参加者から多くの賛同を得た。
	陸自	豪州陸軍本部長会議 (CAEX : Chief of Army's Exercise)	豪陸軍の主催により隔年で開催され、豪陸軍の高級幹部のほか、アジア太平洋地域の陸軍種などの長及び有識者が参加して、地域の陸軍種の課題などについて幅広く意見交換を行う場である。陸自は12年に初参加し、14年9月には陸幕長が初めて参加して講演を行った。
	陸自	米太平洋軍水陸両用指揮官シンポジウム (PALS : PACOM Amphibious Leaders Symposium)	アジア太平洋地域内友好国の水陸両用作戦能力向上に資するとともに、米太平洋海兵隊との関係強化、相互運用性向上を通じて地域の安定に寄与する観点から、米太平洋軍海兵隊の主催により、15年5月に初開催。以降、毎年1回開催され、第1回から参加している。
	陸自	米陸軍協会 (AUSA) 年次総会	米陸軍協会 (AUSA) の主催により、米陸軍将官が意見交換を行い、14年以降、陸幕長が2回参加し、講演を実施。
海自	国際シーパワーシンポジウム (ISS : International Sea power Symposium)	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。69年の第1回から参加している。	
	西太平洋海軍シンポジウム (WPNS : Western Pacific Naval Symposium)	参加国の持ち回り開催により、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。90年の第2回から参加している。	
	西太平洋国際掃海セミナー (International MCM Seminar)	WPNS参加国の持ち回り開催により、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。00年の第1回から参加している。07年10月には、海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。	
	アジア太平洋潜水艦会議 (Asia Pacific Submarine Conference)	米国の主催または、アジア太平洋地域の参加国の持ち回り開催により主催され、潜水艦救難などを中心に意見交換を行う場である。01年の第1回から参加しており、06年10月には海自主催で実施した。	
	インド洋海軍シンポジウム (IONS : Indian Ocean Naval Symposium)	参加国の持ち回り主催により隔年で開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀総長などがインド洋における海洋安全保障について意見交換を行う場である。12年の第3回から参加している。	
空自	太平洋地域空軍参謀総長等シンポジウム (PACS : Pacific Air Chiefs Symposium)	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。89年の第1回から参加している。	
	環太平洋空軍シンポジウム (PACRIM Airpower Symposium)	米国と参加国の持ち回り共催により毎年開催 (96年および97年は2回開催) され、環太平洋地域の空軍作戦部長が意見交換を行う場である。95年の第1回から参加している。	
	エアパワー会議 (APC : Air Power Conference)	オーストラリアの主催により、隔年ごとに実施される空軍力に関する国際的な意見交換の場である。00年以降、これまでに6回参加している。	
	エア・スペースパワーに関する国際会議 (ICAP : International Conference on Air & Space Power)	トルコ空軍大学主催で開催される航空宇宙に関する国際会議であり、空軍の将来を主題とするICAPと、空軍の歴史を主題とするISAWがそれぞれ隔年で開催される。13年の第1回から参加している。	
情報 部	アジア太平洋地域情報部長等会議 (APICC : Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference)	米太平洋軍司令部と参加国との持ち回り共催による、アジア太平洋地域などの各国国防機関の情報部長などによる意見交換会議である。地域の安全保障上の課題について意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。11年2月には情報本部が初めて共催し、28か国が参加した。	
	防衛 研究所	ARF 国防大学校長等会議	ARF加盟各国の国防大学などが年1回持ち回りで会議を開催。アジア太平洋地域における安全保障上の課題と国防教育研究機関の役割について、主催者が中心となってテーマを決定し、それに基づき参加各国が発表・質疑応答を行う形式で行われる。日本からは防衛研究所が1997年の第1回より全ての会議に参加、2001年には東京での第5回会議を主催している。16年10月にインドで開催された会議に参加
民間 主 催	防衛 研究所	NATO 国防大学校長等会議	NATO国防大学とNATO加盟国・パートナー国の国防教育機関が持ち回りで開催する年次の国際会議。各国の学校長が、国防高等教育を改善するための観点から意見交換を実施するとともに、NATO加盟国や中・東欧、地中海の対話国などとの間の教育交流促進に主眼を置く。日本からは防衛研究所が2009年度より、ほぼ毎回参加している (2013年度は招待なし)。16年5月にポーランドで開催された会議に参加
	IISS アジア安全保障会議 (シャングリラ会合)	英国の国際戦略研究所の主催により、02年から開催され、アジア太平洋地域などの国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、04年の第3回会合及び12年の第11会合を除き、02年の第1回から防衛大臣 (12年は防衛副大臣) が参加している。	
	地域安全保障サミット (マナーマ対話)	英国の国際戦略研究所の主催により、04年から毎年開催。湾岸諸国の外務・国防・安保・情報関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場であり、09年の第6回に防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、10年の第7回及び16年の第12回に防衛大臣政務官が参加した。	
	ミュンヘン安全保障会議	62 (昭和37) 年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツをはじめ、米、英、仏などのNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部など各国要人が出席しており、09年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加し、16年の第52回及び17年の第53回に防衛副大臣が参加した。	
	ハリファックス国際安全保障会議	ハリファックス・インターナショナル・セキュリティー・フォーラムがカナダ国防省の後援を得て主催し、米欧諸国から多くの政府関係者 (EU各国NATO担当相・国防相) の参加を得て、安全保障などに関して意見交換を行う場である。09年の第1回から参加している。	
北東アジア協力ダイアログ (NEACD : The Northeast Asia Cooperation Dialogue)	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所 (IGCC) が中心となり、参加国 (中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア及び米国) から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している。		

趣旨

▶「ビエンチャン・ビジョン～日ASEAN防衛協カイニシアティブ～」は、将来のASEANとの防衛協力に向けての日本のイニシアティブ
 ▶同ビジョンに基づく実践的な活動を念頭に、2017年以降、日ASEAN防衛当局次官級会合でフォローアップ

内容

1. 日ASEAN防衛協力の意義

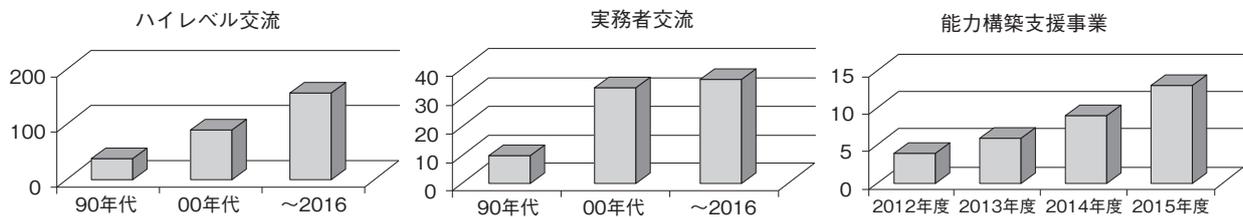
- (1) 現在、アジア太平洋地域における安全保障上の課題がより深刻化。一国のみでの対応はますます困難なものに。
- (2) ASEANはアジア太平洋地域における協力枠組みの中心であり、その重要性は増大。日本とASEANは伝統的に強固なつながりを有しており、二国間及び多国間協力の強化推進が、地域の安定的な安全保障環境を構築する上で極めて重要
- (3) 2015年末にASEAN共同体が発足。ASEAN諸国との二国間協力とともにASEANとの協力がより重要に。日本はASEAN共同体発足を歓迎し、ASEANの中心性・一体性を支持

2. 日ASEAN防衛協力の実績：「交流」から「協力」への深化

- (1) 防衛交流の開始（1990年頃～）：防衛交流を通じてASEAN諸国との相互理解・信頼関係を増進
- (2) 防衛協力の開始（2000年頃～）：交流から各国との具体的な防衛協力へと段階的に深化
- (3) 防衛協力の深化（2010年頃～）：能力構築支援等のより具体的な協力の開始

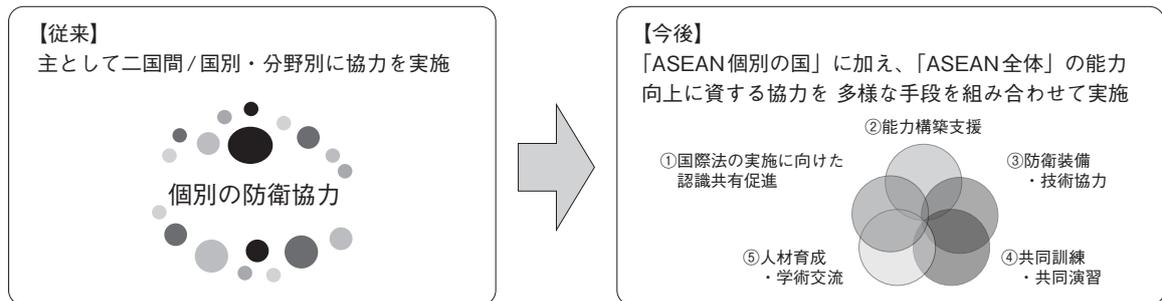
(ADMMプラス発足とマルチの場を通じた協力の進展)

【参考】これまでの日ASEAN交流・協力



3. 今後の日ASEAN協力の方向性：「ASEAN全体」の能力向上に資する実践的な協力へ

- (1) 協力の目的：「ASEAN個別の国」に加え、「ASEAN全体」の能力向上に資する協力を推進し、①自由、民主主義、基本的人権の原則の遵守・促進、②「法の支配」の貫徹、③地域協力の要となるASEANの中心性や一体性強化の動きを支援
- (2) 協力の方向性：地域の平和、安全及び繁栄を確保するための今後の日ASEAN防衛協力として、以下を重視
 - ▶紛争の平和的解決の基礎となる「法の支配」を貫徹するため、海洋及び航空分野における国際法の認識共有促進を支援
 - ▶平和と繁栄の基礎である海洋安全保障の強化のため、海洋及び上空の情報収集・警戒監視、搜索救難の能力向上を支援
 - ▶ますます多様化かつ複雑化する安全保障上の課題に対処するため、多分野にわたるASEANの能力向上を支援
- (3) 協力の手段：以下の多様な手段を組み合わせ実践的な防衛協力を実施
 - ① 国際法の実施に向けた認識共有促進：海洋安全保障に関わる国際法の運用に関する調査の実施、国際法セミナーの開催
 - ② 能力構築支援：人道支援・災害救援、PKO、地雷・不発弾処理、サイバーセキュリティ、防衛力整備の知見共有等の支援
 - ③ 防衛装備・技術協力：装備品・技術移転、防衛装備・技術協力をに係る人材育成、防衛産業に関するセミナー等の開催
 - ④ 訓練・演習：多国間共同訓練・演習への継続的参加、自衛隊訓練へのオブザーバー招へい
 - ⑤ 人材育成・学術交流：オピニオンリーダー招へい



(4) 上記の防衛協力を実施していくための日本側の体制強化についても取り組む。

(2012.6～2017.6)

対象国	実施期間	内容	事業形態	支援対象	派遣要員
モンゴル	12.10	衛生分野に関するセミナー	短期	モンゴル軍中央病院など	陸2名、内1名
	13.11	衛生分野に関する陸上自衛隊中央病院などにおける研修	招へい	モンゴル軍参謀本部、モンゴル軍・警察病院	—
	14.6～7	施設分野に関する人材育成	長期	モンゴル軍工兵部隊、モンゴル国防大学	陸9名、内1名
	14.7	衛生分野に関するセミナー	短期	モンゴル軍参謀本部、モンゴル軍・警察病院	陸3名、内2名

対象国	実施期間	内 容	事業形態	支援対象	派遣要員
モンゴル	15.2～3	施設分野に関する陸上自衛隊施設学校における研修	招へい	モンゴル軍工兵部隊、モンゴル国防大学	—
	15.3	衛生分野に関する陸上自衛隊札幌病院における研修	招へい	モンゴル軍参謀本部、モンゴル軍・警察病院	—
	15.7～9	施設分野に関する人材育成	長期	モンゴル軍工兵部隊、モンゴル国防大学	陸15名、内1名
	16.2	施設分野に関する陸上自衛隊施設学校における研修	招へい	モンゴル軍工兵部隊、モンゴル国防大学	—
	16.7～9	施設分野に関する人材育成	長期	モンゴル軍工兵部隊、モンゴル国防大学	陸19名、内1名
ベトナム	12.10	潜水医学分野に関するセミナー	短期	ベトナム海軍など	海3名、内1名
	13.3	PKO分野に関する研修	招へい	ベトナム国防省、ベトナム人民軍	—
	13.5	潜水医学分野に関するセミナー	短期	ベトナム海軍	海2名、内2名
	13.9	潜水医学分野に関するセミナー	招へい	ベトナム海軍	—
	13.9	飛行安全分野に関するセミナー	短期	ベトナム防空・空軍	空5名、内2名
	14.2	人道支援・災害救援に関する研修	招へい	ベトナム国防省	—
	14.3	飛行安全などの分野に関する研修	招へい	ベトナム国防省、ベトナム防空・空軍	—
	14.3	潜水医学分野に関するセミナー	短期	ベトナム海軍など	海3名、内2名
	14.11	飛行安全分野に関するセミナー	短期	ベトナム防空・空軍	空4名、内1名
	15.2	国際航空法に関するセミナー	短期	ベトナム防空・空軍	空2名、内1名
	15.3	潜水医学分野に関するセミナー	短期	ベトナム海軍など	海4名、内1名
	15.11	飛行安全分野に関するセミナー	短期	ベトナム防空・空軍	空5名、内1名
	15.11	航空医学に関するセミナー	短期	ベトナム防空・空軍	空5名、内1名
	16.3	潜水医学分野に関するセミナー	短期	ベトナム海軍など	海3名、内1名
	16.3	PKO分野の能力向上に資する国連における研修	招へい	ベトナム国防省PKOセンター、ベトナム人民軍	統2名、陸1名、内1名
	16.4	PKO分野の能力向上に資する南スーダン派遣施設隊における研修	招へい	ベトナム国防省PKOセンター、ベトナム人民軍	統1名、内1名
	16.11	飛行安全分野に関するセミナー	短期	ベトナム防空・空軍	空6名、内1名
16.11	航空医学に関するセミナー	短期	ベトナム防空・空軍	空6名、内1名	
17.3	航空医学分野に関する研修	招へい	ベトナム防空・空軍	—	
17.6	航空救難分野に関するセミナー	短期	ベトナム防空・空軍及び関係機関	空4名、内1名	
東ティモール	12.12～13.3	車両整備技術に関する人材育成	長期	東ティモール軍司令部、東ティモール軍後方支援隊	陸2名、内1名、民4名
	13.10～14.3	車両整備技術に関する人材育成	長期	東ティモール軍司令部、東ティモール軍後方支援隊	陸8名、内1名、民6名
	14.6	陸上自衛隊における後方支援隊についての研修	招へい	東ティモール軍司令部、東ティモール軍後方支援隊	—
	14.9～11	車両整備技術に関する人材育成	長期	東ティモール軍司令部、東ティモール軍後方支援隊	陸8名、内1名、民3名
	15.7	車両整備技術に関する現地指導	短期	東ティモール軍後方支援隊	陸5名、内2名
	15.10～11	施設分野に関する技術指導（豪軍主催）	長期	東ティモール国防軍工兵	陸8名、内1名
	16.2	車両整備技術に関する指導	短期	東ティモール国防軍後方支援隊	陸4名、内1名
	16.8	車両整備技術に関する指導	短期	東ティモール国防軍後方支援隊	陸6名、内2名
	16.10～11	施設分野に関する技術指導（豪軍主催）	長期	東ティモール国防軍工兵	陸7名、内2名
	16.12	陸上自衛隊の車両整備に関する研修	招へい	東ティモール国防軍後方支援隊	—
17.2	車両整備技術に関する指導	短期	東ティモール国防軍後方支援隊	陸4名、内1名	
カンボジア	13.1～3	施設分野に関する人材育成	長期	カンボジア国家平和維持・地雷処理爆発性戦争残存物除去センター	陸4名、内1名、民6名
	13.12～14.3	施設分野に関する人材育成	長期	カンボジア国家平和維持・地雷処理爆発性戦争残存物除去センター	陸16名、内2名、民6名
	14.9～10	施設分野に関する人材育成	招へい	カンボジア国防省工兵局、カンボジア陸軍司令部工兵局	—
	14.10～11	施設分野に関する人材育成	長期	カンボジア国家平和維持・地雷処理爆発性戦争残存物除去センター	陸3名、内1名
	15.11	施設分野に関する人材育成	短期	カンボジア国家平和維持・地雷処理爆発性戦争残存物除去センター	陸3名、内1名
	17.2	施設分野に関する人材育成	短期	カンボジア国家平和維持・地雷処理爆発性戦争残存物除去センター	陸7名、内1名
インドネシア	13.2	海洋学に関するセミナー	短期	インドネシア海軍	海3名、内1名
	13.7	海洋学に関するセミナー	短期	インドネシア海軍	海1名、内2名
	14.2	海洋学に関する研修	招へい	インドネシア海軍	—
	15.2	国際航空法に関するセミナー	短期	インドネシア国防省	空2名、内1名

対象国	実施期間	内 容	事業形態	支援対象	派遣要員
インドネシア	16.3	海洋学に関するセミナー	短期	インドネシア海軍	海2名、内1名
	17.1	海洋学に関する研修	招へい	インドネシア海軍	—
	17.3	海洋に関する国際法セミナー	短期	インドネシア国防省、海軍など	海5名、内1名
ミャンマー	14.12	潜水医学分野に関するセミナー	短期	ミャンマー陸・海軍など	海3名、内2名
	15.1	航空気象に関するセミナー	短期	ミャンマー空軍	空4名、内1名
	15.3	人道支援・災害救援に関するセミナー	短期	ミャンマー陸軍	陸1名、内1名
	15.8	航空気象分野に関する航空自衛隊の部隊・施設などの研修	招へい	ミャンマー空軍	—
	15.9	潜水医学分野に関する海上自衛隊の部隊・施設などの研修	招へい	ミャンマー海軍	—
	15.10	人道支援・災害救援分野に関する陸上自衛隊の部隊・施設などの研修	招へい	ミャンマー国軍	—
	15.12	潜水医学分野に関するセミナー	短期	ミャンマー陸・海軍など	海4名、内2名
	16.3	人道支援・災害救援に関するセミナー	短期	ミャンマー国軍	陸3名、内1名
	16.12	潜水医学分野に関するセミナー	短期	ミャンマー陸・海軍など	海4名、内1名
	17.2	航空気象に関するセミナー	短期	ミャンマー空軍など	空6名、内1名
	17.2	国際航空法に関するセミナー	短期	ミャンマー空軍など	空6名、内1名
	17.3	人道支援・災害救援に関する自衛隊中央病院、陸上自衛隊の部隊・施設などの研修	招へい	ミャンマー陸軍	—
バブアニューギニア	14.7	人道支援・災害救援に関するセミナー	短期	バブアニューギニア国防軍	陸2名、内1名
	15.6～8	軍楽隊組織・隊務運営、指揮法・楽器奏法・行進演奏及び音楽理論についての研修	招へい	バブアニューギニア軍楽隊	—
	16.3	軍楽隊組織・隊務運営、指揮法・楽器奏法・行進演奏及び音楽理論についての研修	招へい	バブアニューギニア軍楽隊	—
	16.8	軍楽隊組織・隊務運営、指揮法・楽器奏法・行進演奏及び音楽理論に関する指導	短期	バブアニューギニア軍楽隊	陸8名、内1名
	16.10～11	軍楽隊組織・隊務運営、指揮法・楽器奏法・行進演奏及び音楽理論についての研修	招へい	バブアニューギニア軍楽隊	—
	17.1～3	軍楽隊組織・隊務運営、指揮法・楽器奏法・行進演奏及び音楽理論に関する指導	長期	バブアニューギニア軍楽隊	陸5名
	17.5～(7)	軍楽隊組織・隊務運営、指揮法・楽器奏法・行進演奏及び音楽理論に関する指導	招へい	バブアニューギニア軍楽隊	—
フィリピン	15.2	人道支援・災害救援に関するセミナー	招へい	フィリピン空軍	—
	15.6	国際航空法に関するセミナー	短期	フィリピン空軍	空3名、内2名
	16.6	人道支援・災害救援に関するセミナー	短期	フィリピン陸軍	陸2名、内1名
	16.7	艦船ディーゼル・エンジンに関するセミナー	短期	フィリピン海軍	海3名、内1名
	17.5	人道支援・災害救援に関する指導（医療）	短期	フィリピン国軍など	統2名、陸2名
マレーシア	15.6	国際航空法に関するセミナー	短期	マレーシア空軍	空3名、内2名
	16.10	人道支援・災害救援に関するセミナー	短期	マレーシア国軍	陸2名、内2名
ASEAN 諸国	16.1	人道支援・災害救援に関するASEAN 諸国向けの日英共催セミナー	短期	ASEAN 各国軍、文民機関など	内2名
ラオス	16.2	人道支援・災害救援に関するセミナー	短期	ラオス国防省・国軍	陸1名、内1名
	16.6	人道支援・災害救援に関するセミナー	短期	ラオス国防省・国軍	陸3名、内2名
	16.8	人道支援・災害救援に関する指導	短期	ラオス国防省・国軍	陸6名、内1名
タイ	16.4	国際航空法に関するセミナー	短期	タイ国軍	空3名、内2名
	16.5	飛行安全分野に関する航空自衛隊の部隊などの研修	招へい	タイ空軍	—
	17.4	飛行安全に関するセミナー	短期	タイ空軍	空5、内1名
カザフスタン	16.10	衛生分野における研修	招へい	カザフスタン国防省	—

統：統合幕僚監部、陸：陸上自衛官、海：海上自衛官、空：航空自衛官、内：内局事務官など、民：民間団体要員

資料52 多国間共同訓練の参加など（最近3年間）

(2014.4.1～2017.6.30)

訓練名	時期（場所）	参加国	自衛隊参加部隊など
コブラ・ゴールド	15.2（タイ）	日本、米国、タイ、インド、インドネシア、シンガポール、韓国、中国、マレーシアなど	統幕、陸幕、海幕、自衛艦隊、航空支援集団、中央即応集団、内局など
	16.1～2（タイ）	日本、米国、タイ、インド、インドネシア、シンガポール、韓国、中国、マレーシア	統幕、陸幕、自衛艦隊、航空支援集団、中央即応集団、内局など
	17.1～2（タイ）	日本、米国、タイ、シンガポール、インドネシア、韓国、マレーシア、中国、インド	統幕、陸幕、空幕、東北方面隊、中部方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、航空支援集団、内局など

訓練名		時期(場所)	参加国	自衛隊参加部隊など
パシフィック・パートナーシップ		14.5~7 (ベトナム、カンボジア、フィリピン)	日本、米国、オーストラリア、マレーシア、チリ、韓国	艦艇 1隻 航空機 1機(人員輸送) 人員 約40名
		15.5~8 (フィジー、バブアニューギニア、フィリピン)	日本、米国、オーストラリア、カナダ、韓国、マレーシア、シンガポール	艦艇 1隻 人員 約60名
		16.6~8 (東ティモール、ベトナム、パラオ、インドネシア)	日本、米国、オーストラリア、英国、カナダ、韓国、マレーシア、シンガポール、ニュージーランド	艦艇 1隻 人員 約70名
		17.3~5 (スリランカ、マレーシア、ベトナム)	日本、米国、オーストラリア、英国、韓国	艦艇 2隻 人員 約70名
ASEAN地域フォーラム (ARF) 災害救援実動演習		15.5 (マレーシア)	日本、米国、インド、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モンゴル、ラオスなど	統幕、内局、東部方面隊、航空教育集団、自衛隊横須賀病院、自衛隊大湊病院 約10名
ASEAN災害救援実動演習		14.4~5 (タイ)	日本、米国、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、カナダ、フランス、EU	人員 7名
ADMM プラス 人道支援・災害救援及び防衛医学実動演習		16.9 (タイ)	日本、米国、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、韓国、中国、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア	統幕、陸幕、空幕、東部方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、航空支援集団、内局
ADMM プラス 海洋安全保障実動訓練 (対テロ演習)		16.5 (ブルネイ及びシンガポール)	日本、米国、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、韓国、中国、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、ロシア	艦艇 1隻
ADMM プラス海洋安全保障実動訓練 (マヒ・タンガロア16)		16.11 (ニュージーランド周辺海空域)	日本、米国、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランドなど	艦艇 1隻
多国間共同訓練 (GPOI : Global Peace Operations Initiative) キャップストーン演習	ガルーダ・シャンティ・ダーマ	14.8~9 (インドネシア)	日本、米国、インドネシア、カンボジア、韓国、パキスタン、ネパール、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モンゴル、オーストラリア、ヨルダンなど	統幕、統合幕僚学校、中央即応集団 約40名
	クリス・アマン	15.8 (マレーシア)	日本、米国、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ、モンゴル、オーストラリアなど	統幕、統合幕僚学校、中央即応集団 5名
	シャンティ・ブラヤ3	17.3~4 (マレーシア)	日本、米国、インド、インドネシア、カンボジア、韓国、ネパール、フィリピン、マレーシア、オーストラリアなど	中央即応集団 2名
多国間共同訓練 (カーン・クエスト)		14.6~7 (モンゴル)	日本、米国など	人員 8名
		15.6~7 (モンゴル)	日本、米国など	人員 約40名
		16.5~6 (モンゴル)	日本、米国など	人員 約50名 ※オブザーバーを含む
豪陸軍主催射撃競技会		14.5 (オーストラリア)	日本、米国、インドネシア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、オーストラリア、トンガ、ニュージーランド、バブアニューギニア、カナダ、英国、フランス	人員 約30名
		15.5 (オーストラリア)	日本、米国、インドネシア、シンガポール、韓国、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、バブアニューギニア、カナダ	人員 約30名
		16.4~5 (オーストラリア)	日本、米国、韓国、中国、オーストラリア、UAE など	人員 約30名
		17.4~5 (オーストラリア)	日本、米国、韓国、オーストラリア、UAE など	人員 約20名
インドネシア主催多国間共同訓練 (コモド)		14.3~4 (インドネシア)	日本、米国、シンガポール、中国、ベトナム、マレーシア、ロシアなど	艦艇 1隻
		16.4 (インドネシア)	日本、米国、インドネシア、中国、ロシアなど	艦艇 1隻
日米豪共同訓練		13.6 (グアム周辺海空域)	日本、米国、オーストラリア	艦艇 1隻 航空機 2機
		14.8 (グアム周辺海空域)		航空機 2機
		14.9 (ハワイ周辺海空域)		艦艇 1隻
		15.12 (ミクロネシア周辺海域)		航空機 1機 人員 約25名
		16.1~2 (シンガポール~インド周辺海域)		艦艇 1隻
		16.12 (ミクロネシア周辺海域)		航空機 1機 人員 約25名

訓練名	時期(場所)	参加国	自衛隊参加部隊など
日米韓共同訓練	14.7 (九州西方海域)		艦艇 1隻
	16.6 (ハワイ周辺海空域)		艦艇 1隻
	16.10 (九州西方海域)		艦艇 1隻
	16.11 (日本周辺海域)		艦艇 1隻
	17.1 (日本周辺海域)		艦艇 1隻
	17.3 (日本周辺海域)		艦艇 1隻
	17.4 (九州西方海域)		艦艇 1隻 航空機 1機
日米加共同訓練	16.3 (三陸沖海域)		航空機 2機
日米豪韓加共同訓練	16.9 (ハワイ周辺海域)		艦艇 1隻
日加新共同訓練	17.6 (四国南方海域)		艦艇 1隻
米印主催海上共同訓練 (マラバール)	14.7 (四国南方～沖縄東方海域)	日本、米国、インド	艦艇 2隻 航空機 数機
	15.9～11 (インド東方海空域)	日本、米国、インド	艦艇 1隻
	16.6 (佐世保～沖縄東方海域)	日本、米国、インド	艦艇 1隻 航空機 3機
多国間訓練 (TGEX KOA KAI EAST)	14.10～12 (サンディエゴ周辺海域)	日本、米国、カナダ	艦艇 1隻
豪州海軍主催多国間海上共同訓練 (カカドゥ)	14.8～9 (オーストラリア周辺海域)	日本、オーストラリアなど	艦艇 1隻 航空機 2機
	16.9 (オーストラリア周辺海域)	日本、米国、オーストラリアなど	艦艇 1隻 航空機 2機
米国主催国際掃海訓練	14.10～11 (アラビア半島周辺海域)	日本、米国など	艦艇 2隻
	16.4 (アラビア半島周辺海域)	日本、米国など	艦艇 2隻
米国主催国際海上訓練	17.5 (バーレーン)	日本、米国など	人員 数名
西太平洋掃海訓練	15.8 (シンガポール及びインドネシア周辺海域)	日本、インドネシア、シンガポールなど	艦艇 3隻
	17.6 (グアム周辺海域)	日本、米国など	人員 5名
西太平洋潜水艦救難訓練	16.5 (韓国周辺海域)	日本、米国、韓国、マレーシア、オーストラリア、シンガポール	艦艇 2隻
日米豪共同訓練 (コープ・ノース・グアム)	15.2 (米国グアム島及び同周辺空域)		航空機 約20機 人員 約460名
	16.2 (米国グアム島及び同周辺空域)		航空機 約20機 人員 約460名
	17.2 (米国グアム島及び同周辺空域)		航空機 約20機 人員 約480名
豪州における米豪軍との実動訓練 (サザン・ジャッカル)	14.5、15.5、16.5、17.5 (オーストラリア)	日本、米国、オーストラリア	人員 約100名
日米豪共同訓練 (タリスマン・セイバー)	15.7 (オーストラリア)		人員 約40名
日米豪共同訓練 (みちのくアラート)	14.11 (東北地域)	日本、米国、オーストラリア	東北方面隊 人員 約12,500名 車両 約1,700両
日米豪共同訓練 (ノーザン・レスキュー2015)	15.8 (北海道)	日本、米国、オーストラリア	北部方面隊 人員 約3,300名、車両 約300両
日米豪共同訓練 (南海レスキュー2017)	16.7 (中部方面区)	日本、米国、オーストラリア	中部方面隊 人員 5,500名、車両 約700両、 航空機 10機
RIMPAC (環太平洋合同演習)	14.6～8 (ハワイ周辺海空域、米国西海岸周辺海域)	日本、米国、オーストラリア、カナダ、フランス、中国、韓国、英国など	艦艇 2隻、航空機 3機、 西部方面隊など
	16.6～8 (ハワイ周辺海空域、米国西海岸周辺海域)	日本、米国、インド、インドネシア、韓国、中国、フィリピン、マレーシア、オーストラリア、コロンビア、チリなど	艦艇 2隻、航空機 2機、 西部方面隊など
日豪ニューージーランド共同訓練	14.8.30 (ダーウィン周辺空域)	日本、オーストラリア、ニューージーランド	航空機 2機
ニューージーランド海軍主催多国間共同訓練 (ナタヒ)	16.11 (ニューージーランド周辺海空域)	日本、ニューージーランドなど	航空機 2機
ニューカレドニア駐留仏軍主催多国間訓練 (南十字星)	14.8.25～9.5 (ニューカレドニア)	日本、米国、シンガポール、オーストラリア、トンガ、ニューージーランド、バヌアツ、バプアニューギニア、フィジー、カナダ、チリ、英国、フランス	人員 4名
	16.11 (ニューカレドニア)	日本、米国、シンガポール、オーストラリア、トンガ、ニューージーランド、バヌアツ、バプアニューギニア、フィジー、カナダ、チリ、英国、フランス	人員 5名

訓練名	時期(場所)	参加国	自衛隊参加部隊など
ニューカレドニア駐留仏軍主催多国間訓練(赤道15)	15.9.28~10.7 (ニューカレドニア)	日本、米国、シンガポール、オーストラリア、トンガ、ニュージーランド、バヌアツ、バブアニューギニア、フィジー、カナダ、チリ、英国、フランス	人員 7名
日米仏共同訓練	15.5(九州西方海域)	日本、米国、フランス	艦艇 1隻、航空機 2機
日仏英米共同訓練	17.5(九州西方~グアム~北マリアナ諸島)	日本、フランス、イギリス、米国	人員220名、艦艇 1隻、航空機 2機
パキスタン海軍主催多国間海上共同訓練(アマン17)	17.2(パキスタン周辺空域)	日本、パキスタンなど	航空機 2機
マレーシア海軍主催多国間海上演習	17.3(マレーシア周辺海域)	日本、マレーシア、米国など	艦艇 1隻
多国間海賊対処共同訓練	17.4(アデン湾)	日本、米国、イギリス、韓国	艦艇 1隻、航空機 1機

資料53 最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績(過去3年間)

(2014.6.1~2017.6.30)

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	14.6	豪国防大臣訪日(第5回外務・防衛閣僚級協議、防衛相会談) ☆外務・防衛閣僚級協議:①現状を一時的に変更するための力の使用または強制に強く反対する旨で一致、②防衛装備品及び技術の移転に関する協定交渉の実質合意を確認 ☆日豪防衛相会談:日豪・日米豪共同訓練の拡充などの日豪・日米豪防衛協力の強化を推進していくことで一致
	14.7	首相豪訪問(首脳会談) ☆共同声明(防衛装備移転協定署名、日豪防衛協力強化のための提案承認、日豪の共同活動・訓練等を円滑にするための協定作成のための交渉開始を決定など)を发出
	14.10	豪国防大臣訪日(防衛相会談) ☆F-35に関する潜在的な協力の可能性の検討、潜水艦協力の可能性の検討、技術交流(流体力学等)など
	15.5	日豪防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合)) ☆日豪防衛協力について意見交換を実施
	15.6	豪国防大臣訪日(防衛相会談) ☆日豪防衛協力について意見交換を実施
	15.11	日豪防衛相会談(マレーシア(第3回ADMMプラス)) ☆共同訓練や防衛装備・技術協力の更なる深化の重要性を確認
	15.11	防衛大臣豪訪問(第6回外務・防衛閣僚級協議) ☆①南シナ海での大規模な埋立活動に対して深刻な懸念を共有し、航行及び上空飛行の自由の遵守について一致、②共同訓練の更なる充実及び能力構築支援、サイバー、宇宙の分野での協力を推進することで一致
	15.12	豪首相訪日(首脳会談) ☆共同声明(特別な戦略的パートナーシップの次なる歩み:アジア、太平洋、そしてその先へ)を发出
	16.8	豪国防大臣訪日(防衛相会談) ☆能力構築支援、共同訓練等を通じた防衛協力のさらなる進展で一致
	17.1	首相豪訪問(首脳会談) ☆日豪ACSA署名
	17.4	豪国防大臣防日(第7回外務・防衛閣僚級協議、防衛相会談) ☆日豪防衛協力の更なる強化のための一連の新たなイニシアティブを特定
	陸幕長訪豪(14.9、15、16.9)、海幕長訪豪(14.11、17.1)、空幕長訪豪(15.2、16.3、17.2)、統幕長訪豪(14.8)	
	豪国防軍司令官訪日(15.8)、豪陸軍本部長訪日(16.4)、豪海軍本部長訪日(15.3)、豪空軍本部長訪日(14.10)、豪陸軍本部長訪日(16.4)	
	防衛当局者間の定期協議	日豪防衛当局間協議(15.9)
部隊間の交流など	日豪共同訓練の実施(海)(14.8、15.10、16.4)、空自空中給油・輸送機(KC-767)のオーストラリア派遣(15.2、16.3、17.2)、豪陸軍主催射撃競技会(14.5、15.4、16.4)	
	14.8	豪空軍機(E-7A)の浜松及び千歳基地訪問
	14.8-9	豪海軍主催多国間共同海上訓練「カカドゥ14」への参加
	15.10	日豪トライデント2015への参加
	16.1-2	日米豪共同巡航訓練への参加
	16.4	日豪トライデント2016への参加
	16.5	豪海軍潜水艦との共同訓練
	16.9	豪海軍主催多国間共同訓練「カカドゥ16」への参加
	16.9	豪空軍機(KC-30A)の米軍横田基地訪問及び空中給油・輸送機部隊間交流の実施
	16.12	豪空軍機(政府専用機:B-737)の千歳基地訪問及び特別輸送機部隊間交流の実施
16.12	豪陸軍主催米豪軍との実動訓練「サザン・ジャッカル」への参加	
日米豪3か国の協力	14.10	日米豪安全保障・防衛協力会合(SDCF)
	15.5	日米豪防衛相会談(シンガポール(第14回シャングリラ会合)) ☆共同声明を发出し、3か国の防衛協力を一層強化させることで一致
	16.2	日米豪安全保障・防衛協力会合(SDCF)
	16.10	日米豪安全保障・防衛協力会合(SDCF)
	日米豪共同訓練(陸)(14.5、15.5、15.7、16.5、17.5)、日米豪共同訓練(海)(14.8、14.9、16.2)、日米豪共同訓練(空)(15.2、16.2、17.2)、日米豪人道支援・災害救援共同訓練(空)(15.12、16.12)	
	14.7	第2回日米豪シニア・レベル・セミナー(ハワイ)(陸幕長、海幕長)
	15.2	日米豪3か国ハイレベル協議(メルボルン)(空幕長、米太平洋空軍司令官、豪空軍本部長)
15.6	第3回日米豪シニア・レベル・セミナー(タウンズビル)(陸幕長)	
16.6	第4回日米豪シニア・レベル・セミナー(ハワイ)(陸幕長)	
17.6	日米豪防衛相会談(シンガポール(第16回シャングリラ会合))	

資料54 最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2014.6.1～2017.6.30)

防衛首脳などのハイレベル交流	14.10	日韓防衛次官級会談（韓国（ソウル・ディフェンス・ダイアログ））
	14.11	日韓防衛次官級会談（カナダ（ハリファックス国際安全保障フォーラム））
	15.5	日韓防衛相会談（シンガポール（第14回シャングリラ会合））
	15.9	日韓防衛次官級会談（韓国（ソウル・ディフェンス・ダイアログ））
	15.10	防衛大臣韓国訪問（防衛相会談） ☆初となる共同プレスリリースを发出。両国の安全保障上の懸案に関し、日韓及び日米韓の協力が重要との認識で一致。
	15.10	空幕長訪韓
	16.1	日韓防衛相電話会談
	16.2	日韓防衛相電話会談
	16.6	日韓防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合）） ☆防衛省・韓国国防部門の緊急連絡体制の強化で一致
	16.3	海幕長訪韓
	16.4	韓陸軍参謀総長訪日
	16.9	日韓防衛次官会談（韓国（ソウル・ディフェンス・ダイアログ））
	16.9	日韓防衛相電話会談
	17.3	日韓防衛相電話会談
17.5	日韓防衛相電話会談	
17.6	日韓防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））	
防衛当局者間の定期協議	15.4	第10回日韓安保対話（ソウル）
	15.8	第21回日韓防衛実務者対話（ソウル）
部隊間の交流など	15.10	日韓捜索・救難共同訓練（海）、韓国海軍艦艇の観艦式への参加
	15.11	自衛隊音楽まつりへの韓国海軍楽隊参加
	16.5	海自艦艇の韓国主催西太平洋潜水艦救難訓練（海）への参加
	16.6	西部方面総監の訪韓（陸）
	16.6	佐世保地方総監の訪韓（海）
	16.7	韓国海軍P-3Cの厚木基地訪問（海）
	17.2	韓国第2作戦司令官の訪日（陸）
17.3	韓国第1艦隊司令官の訪日（海）	
日米韓3か国の協力	14.4	日米韓防衛実務者協議（ワシントン）
	14.5	日米韓防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合）） ☆日米韓防衛相会談共同声明を发出。北朝鮮を含む地域の安全保障情勢について認識を共有するとともに、日米韓3か国が引き続き緊密に連携していくことで合意
	14.7	日米韓参謀総長級会談（ハワイ）
	14.7	日米韓共同訓練（海）
	15.4	日米韓防衛実務者協議（ワシントン）
	15.5	日米韓防衛相会談（シンガポール（第14回シャングリラ会合）） ☆北朝鮮の核兵器と核兵器の運搬手段の保有および開発の継続は認めないという不変の立場を再度強調するとともに、日米韓3か国の安全保障上の問題について引き続き協議を行い、3か国の協力を進めていくことで一致
	16.1	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	16.2	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議 日米韓参謀総長級テレビ会議
	16.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合）） ☆3か国の防衛当局間での連絡・調整を促進する方法を検討することを事務方に指示。初の日米韓ミサイル警戒演習「パシフィック・ドラゴン2016」の実施で合意。（16.6 同演習実施）
	16.6	日米韓ミサイル警戒演習「パシフィック・ドラゴン2016」
	16.9	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	16.10	日米韓参謀総長級会談（ワシントン）
	16.10	日米韓共同訓練（海上阻止訓練）
	16.11	日米韓共同訓練（弾道ミサイル情報共有訓練）
	16.12	日米韓防衛実務者協議（ソウル）
	17.3	日米韓防衛当局局長級情報共有テレビ会議
	17.3	日米韓共同訓練（弾道ミサイル情報共有訓練）
17.4	日米韓共同訓練（対潜戦訓練）	
17.4	日米韓防衛実務者協議（東京）	
17.5	日米韓参謀総長級テレビ会議	
17.6	日米韓防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合）） ☆3か国はアジア太平洋地域において共通の安全保障上の課題に直面していることを認識し、防衛当局間協議等の3か国間の協力を継続することを確認	

資料55 最近の日印防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2014.6.1～2017.6.30)

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	14.9	インド首相訪日（首脳会談） ☆日印共同声明を发出し、日印間の防衛関係の重要性を再確認するとともに防衛装備協力に関する事務レベル協議の立ち上げに合意。日印防衛協力・交流に関する覚書に署名
	14.10	インド空軍参謀総長訪日
	15.3	インド国防大臣訪日（防衛相会談） ☆海洋安全保障分野で利益を共有する両国の防衛政策および防衛協力・交流などについて幅広く率直に意見交換
	15.11	日印防衛相会談（マレーシア（第3回ADMMプラス）） ☆US-2協力前進に向けた協力を要請し、防衛協力・交流推進の重要性を確認
	15.11	インド陸軍参謀総長訪日
	15.12	首相インド訪問（首脳会談）
		☆防衛装備品・技術移転協定、秘密軍事情報保護協定に署名

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	16.2	海幕長インド訪問
	16.6	日印防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合）） ☆マラバールへの恒常的参加や防衛装備・技術協力など、日印・日米印の連携強化で一致
	16.7	防衛大臣インド訪問（防衛相会談）（デリー） ☆ハイレベル交流から部隊間及び専門家間交流に到る各レベルにおける協力・交流案件の着実な実施に合意
	16.12	空幕長インド訪問
	16.12	インド海軍参謀総長訪日
	17.4	陸幕長インド訪問
	17.4	インド国防大臣訪日（防衛相会談）
防衛当局者間の定期協議	14.8	第3回US-2合同作業部会
	15.3	防衛装備・技術に関する事務レベル協議
	15.4	第3回次官級「2+2」・第4回防衛政策対話
	16.2	第1回日印空軍種スタッフトークス（日本）
	17.3	第4回次官級「2+2」・第5回防衛政策対話
部隊間の交流など	14.7	多国間海上共同訓練マラバール（日本周辺海域）
	15.10	多国間海上共同訓練マラバール（インド東方海域）
	15.10	インド海軍艦艇の自衛隊観艦式への参加
	15.12	飛行安全分野における専門家交流（日本）
	16.2	インド海軍主催国際観艦式参加（インド東方海域）
	16.3	テストパイロット分野における専門家交流（インド）
	16.3	U-4輸送機部隊間交流（インド）
	16.3	テストパイロット分野における専門家交流（日本）
	16.6	多国間海上共同訓練マラバール（佐世保～沖縄東方海域）
	16.6	インド空軍輸送機部隊員を空自部隊に受け入れ輸送機部隊間交流（要員のみ、日本）
	16.7	KC-767空自空中給油・輸送機のインド派遣
16.12	日印親善訓練	
17.3	人道支援・災害救援分野における部隊間交流（日本）	

資料56 最近の日中防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間）

(2014.6.1～2017.6.30)

防衛首脳などのハイレベル交流	15.3	第13回日中安保対話（外務・防衛次官級協議）（東京）
	15.5	日中防衛次官級会談（シンガポール（第14回シャングリラ会合））
	15.11	日中防衛相会談（マレーシア（第3回ADMMプラス）） ☆海空連絡メカニズムの早期運用開始及び日中防衛交流発展の重要性を確認
	16.6	日中防衛次官級会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
	16.11	第14回日中安保対話（外務・防衛次官級協議）（北京）
防衛当局者間の定期協議	15.1	「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第4回共同作業グループ協議（東京）
	15.5	第2回日中防衛当局局長級協議（東京）
	15.6	「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第5回共同作業グループ協議（北京）
	16.11	「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第6回共同作業グループ協議（東京）

資料57 最近の日露防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間）

(2014.6.1～2017.6.30)

防衛首脳などのハイレベル交流	15.5	日露次官級会談（シンガポール（第14回シャングリラ会合））
	17.3	露国防大臣訪日（第2回外務・防衛閣僚級協議、防衛相会談）
部隊間の交流など	14.10	第15回日露捜索・救難共同訓練
	14.12	空自北部航空方面隊司令官の東部軍管区訪問
	17.1	第16回日露捜索・救難共同訓練

資料58 最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2014.6.1～2017.6.30)

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	カンボジア	14.10	カンボジア国防長官（次官級）訪日
		15.5	日カンボジア次官級会談（シンガポール（第14回シャングリラ会合））
		15.6	防衛審議官カンボジア訪問
		15.9	カンボジア国防長官（次官級）訪日
		16.2	防衛審議官カンボジア訪問
		16.8	防衛審議官カンボジア訪問
	インドネシア	16.9	カンボジア国防長官（次官級）訪日
		16.10	カンボジア空軍司令官訪日（AFFJ）
		14.6	空幕長インドネシア訪問
		14.10	インドネシア空軍参謀総長訪日
	15.2	海幕長インドネシア訪問	
	15.3	インドネシア首相、国防大臣訪日（首脳会談） ☆防衛協力・交流に関する覚書署名	
	15.5	防衛審議官インドネシア訪問	
	15.8	防衛審議官インドネシア訪問	
	15.9	陸幕長インドネシア訪問	
	15.9	インドネシア国防次官訪日	
	15.12	インドネシア国防大臣訪日（第1回外務・防衛閣僚級会合） ☆防衛装備・技術移転協定への協議開始及び多国間訓練「コモド2016」への海自参加について合意	

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	インドネシア	15.12 16.4 16.4 16.4 16.8 16.9 16.10 16.11	インドネシア海軍参謀長訪日 インドネシア陸軍参謀長訪日 海幕長インドネシア訪問 インドネシア陸軍参謀総長訪日 防衛審議官インドネシア訪問 インドネシア国防次官訪日 インドネシア空軍参謀長訪日 (AFFJ) 統幕長インドネシア訪問
	ラオス	14.10 15.2 15.9 15.11 16.2 16.4 16.8 16.9 16.11 16.11 16.11	ラオス国防次官訪日 防衛審議官ラオス訪問 ラオス国防次官訪日 日ラオス防衛相会談 (マレーシア (第3回ADMM プラス)) ☆人道支援災害救助EWGにおいて継続して連携・協力していくことで一致 防衛審議官ラオス訪問 防衛審議官ラオス訪問 防衛審議官ラオス訪問 ラオス国防次官訪日 日ラオス防衛相会談 (ラオス (第2回目ASEAN防衛担当大臣会合)) 防衛審議官ラオス訪問 統幕長ラオス訪問
	マレーシア	14.6 15.5 15.5 15.11 15.11 15.11 16.8 16.9 17.2 17.6	海幕長マレーシア訪問 防衛審議官マレーシア訪問 日マレーシア防衛相会談 (シンガポール (第14回シャングリラ会合)) マレーシア国軍司令官訪日 日マレーシア防衛相会談 (マレーシア (第3回ADMM プラス)) 防衛審議官マレーシア訪問 防衛審議官マレーシア訪問 マレーシア国防次官訪日 マレーシア海軍司令官訪日 日マレーシア防衛相会談 (シンガポール (第16回シャングリラ会合))
	ミャンマー	14.7 14.9 14.10 14.11 14.11 15.7 15.8 15.9 16.4 16.7 16.9 16.9 16.10	防衛副大臣ミャンマー訪問 ミャンマー国軍司令官訪日 ミャンマー国防副大臣訪日 防衛審議官ミャンマー訪問 防衛大臣ミャンマー訪問 (第1回目ASEAN防衛担当大臣会合) ミャンマー空軍司令官訪日 ミャンマー国軍司令官兼陸軍司令官訪日 ミャンマー国防副大臣訪日 防衛審議官ミャンマー訪問 防衛審議官ミャンマー訪問 ミャンマー国防大臣訪日 (防衛相会談) ミャンマー国防副大臣訪日 ミャンマー空軍司令官訪日 (AFFJ)
	フィリピン	14.9 14.10 15.1 15.2 15.3 15.3 15.5 15.5 15.5 15.6 15.8 15.9 15.9 15.11 16.5 16.8 16.9 16.10 17.2 17.2 17.3 17.4 17.5	陸幕長フィリピン訪問 フィリピン国防次官訪日 フィリピン国防大臣訪日 (防衛相会談) ☆防衛協力・交流に関する覚書に署名 海幕長フィリピン訪問 防衛審議官フィリピン訪問 フィリピン空軍司令官訪日 空幕長フィリピン訪問 日フィリピン次官級会談 (シンガポール (第14回シャングリラ会合)) フィリピン陸軍司令官訪日 フィリピン大統領、国防大臣訪日 統幕長フィリピン訪問 フィリピン国防次官訪日 陸幕長フィリピン訪問 日フィリピン防衛相会談 (マレーシア (第3回ADMM プラス)) ☆能力構築支援及び防衛装備・技術協力の進展について一致 日フィリピン防衛相電話会談 防衛審議官フィリピン訪問 フィリピン国防次官訪日 フィリピン空軍司令官訪日 (AFFJ) フィリピン海軍司令官訪日 フィリピン国防次官訪日 防衛副大臣フィリピン訪問 防衛審議官フィリピン訪問 空幕長フィリピン訪問
	シンガポール	14.10 15.5 15.5 15.5 15.7 16.2 16.6 16.7	シンガポール空軍司令官訪日 日シンガポール防衛相会談 (シンガポール (第14回シャングリラ会合)) 日シンガポール次官級会談 (シンガポール (第14回シャングリラ会合)) 統幕長シンガポール訪問 (第14回シャングリラ会合) 防衛審議官シンガポール訪問 空幕長シンガポール訪問 日シンガポール防衛相会談 (シンガポール (第15回シャングリラ会合)) 防衛審議官シンガポール訪問

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	シンガポール	17.5 17.6 17.6	海幕長シンガポール訪問 日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合）） 日シンガポール次官級会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））	
	タイ	14.11 15.7 15.7 16.2 16.3 16.5 16.6 16.8 16.11 17.3 17.5	タイ副首相兼国防大臣訪日 タイ国軍司令官訪日 防衛審議官タイ訪問 統幕長タイ訪問 防衛審議官タイ訪問 タイ陸軍司令官訪日 防衛大臣タイ訪問（日タイ防衛相会談） 防衛審議官タイ訪問 空幕長タイ訪問 防衛審議官タイ訪問 タイ空軍司令官訪日	
	ベトナム	14.6 14.7 14.10 15.2 15.2 15.5 15.9 15.10 15.11 16.7 16.8 16.9 16.11 17.6	日ベトナム防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合）） ベトナム国防次官訪日 ベトナム防空・空軍司令官訪日 防衛審議官ベトナム訪問 ベトナム海軍司令官訪日 空幕長ベトナム訪問 ベトナム国防次官訪日 ベトナム人民軍副参謀総長訪日 防衛大臣ベトナム訪問（防衛相会談） 統幕長ベトナム訪問（パシフィック・パートナーシップ） 防衛審議官ベトナム訪問 ベトナム国防次官訪日 ベトナム国防次官訪日 ベトナム国防次官訪日	
	ブルネイ	14.11 15.9 16.2 16.8	統幕長ブルネイ訪問 ブルネイ国防次官訪日 防衛審議官ブルネイ訪問 防衛審議官ブルネイ訪問	
	防衛当局者間の定期協議	カンボジア	14.9	第3回日カンボジア外務・防衛当局間協議 第4回日カンボジア外務・防衛当局間協議（東京）
		インドネシア	14.11 16.10	第6回日インドネシア防衛当局間協議（東京） 第7回日インドネシア防衛当局間協議（東京）
		フィリピン	15.3 17.2	防衛次官級協議（マニラ） 防衛次官級協議（東京）
		シンガポール	14.12 17.4	第14回日シンガポール防衛当局間協議（シンガポール） 第15回日シンガポール防衛当局間協議（東京）
		タイ	15.3 16.8	第12回日タイ外務・防衛当局間協議、第12回日タイ防衛当局間協議（東京） 第13回日タイ外務・防衛当局間協議、第13回日タイ防衛当局間協議（タイ）
		ベトナム	14.10 15.1 15.12 16.11	第5回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話（ハノイ） 防衛次官級協議（ハノイ） 第6回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話（東京） 防衛次官級協議（東京）
		ミャンマー	17.3	第2回日ミャンマー防衛当局間協議（ネピドー）
	部隊間の交流など	東南アジア諸国および多国間での交流など	14.8 15.2 15.5 15.5 15.6 15.7 15.8 15.12 16.1~2 16.2 16.3 16.4 16.5 16.7 16.9 16.12 17.1 17.1 17.1 17.1 17.1 17.2 17.3~4 17.5 17.5	GPOI キャップストーン演習（インドネシア） 米タイ主催コブラ・ゴールド15への参加（タイ） マレーシア中国主催第4回ARF災害救援実動演習（ARF-DiREx2015）への参加（マレーシア） 日フィリピン共同訓練への参加（マニラ沖） 日フィリピン共同訓練への参加（パラワン沖） 日ベトナム部隊間交流（ホーチミン）（空） パシフィック・パートナーシップ15への参加（フィリピン） GPOI キャップストーン演習（マレーシア） 西太平洋掃海訓練（シンガポール、インドネシア） 日ベトナム部隊間交流（ホーチミン）（空） 米タイ主催コブラ・ゴールド16への参加（タイ） 日ベトナム親善訓練への参加（ベトナム）（海） 日ラオス部隊間交流（ビエンチャン）（空） 日ミャンマー部隊間交流（ミンガラドン）（空） インドネシア海軍主催多国間共同訓練「コモド」（インドネシア） ADMM プラス海洋安全保障実働訓練（ブルネイなど） 日フィリピン部隊間交流（クラーク）（空） ADMM プラス人道支援・災害救援演習（タイ） 日ベトナム部隊間交流（ダナン）（空） 日ラオス部隊間交流（ビエンチャン）（空） 日インドネシア部隊間交流（ハリム）（空） 日タイ部隊間交流（チェンマイ）（空） 日マレーシア部隊間交流（スパン）（空） 米タイ主催コブラ・ゴールド17への参加（タイ） GPOI キャップストーン演習（ネパール） シンガポール海軍主催国際海洋観艦式への参加（シンガポール）（海） 米比共同演習「バリカタン17」への参加（フィリピン）

首脳、防衛首脳などのハイレベル交流	東ティモール	15.3 16.6	日東ティモール防衛相会談（東京） 日東ティモール防衛相会談（東ティモール）	
	モンゴル	14.6 15.3 15.5 15.7 15.10 15.10 16.7 16.9 16.10	陸幕長モンゴル訪問 モンゴル国防副大臣訪日（第19回東京ディフェンス・フォーラム） 日モンゴル防衛相会談（シンガポール（第14回シャングリラ会合）） 防衛事務次官モンゴル訪問 モンゴル参謀総長訪日 防衛審議官モンゴル訪問 防衛審議官モンゴル訪問 防衛大臣政務官モンゴル訪問 モンゴル空軍司令官訪日	
	ニュージーランド	14.6 14.8 15.4 15.5 15.7 15.9 15.9 15.11 16.6 17.2 17.5 17.6	日ニュージーランド防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合）） 統幕長ニュージーランド訪問 ニュージーランド陸軍司令官訪日 防衛大臣政務官ニュージーランド訪問 日ニュージーランド防衛相会談（シンガポール（第14回シャングリラ会合）） 防衛審議官ニュージーランド訪問 ニュージーランド国防次官訪日 ニュージーランド空軍司令官訪日 日ニュージーランド防衛相会談（マレーシア（第3回ADMMプラス）） 日ニュージーランド防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合）） 空幕長ニュージーランド訪問 防衛審議官ニュージーランド訪問 日ニュージーランド防衛相会談（シンガポール（第16回シャングリラ会合））	
	スリランカ	14.6 16.12	海幕長スリランカ訪問 防衛大臣政務官スリランカ訪問	
	モルディブ	16.12	防衛大臣政務官モルディブ訪問	
	防衛当局者間の定期協議	ニュージーランド	14.9 15.9 17.2	第8回日ニュージーランド防衛当局間協議（オークランド） 第9回日ニュージーランド防衛当局間協議（東京） 第10回日ニュージーランド防衛当局間協議（ウェリントン）
		パキスタン	14.11 16.8	第7回日パキスタン防衛当局間協議（東京） 第8回日パキスタン防衛当局間協議（イスラマバード）
		モンゴル	14.12 16.1	第2回日モンゴル外務・防衛安全保障担当当局間協議、第2回日モンゴル防衛当局間協議（ウランバートル） 第3回日モンゴル外務・防衛安全保障担当当局間協議、第3回日モンゴル防衛安全保障担当当局間協議（東京）
	部隊間の交流など	ニュージーランド	14.8 15.11 16.10 16.11 16.11 17.2 17.6	日豪ニュージーランド共同訓練 PSI阻止訓練 ニュージーランド空軍機（C-130H）の小牧基地訪問 ニュージーランド海軍主催国際観艦式参加 ニュージーランド海軍主催多国間共同訓練 KC-767空自空中給油・輸送機のニュージーランド派遣 日ニュージーランド親善訓練
		パキスタン	15.3 16.2 17.1 17.5	日パキスタン共同訓練 日パキスタン共同訓練 日パキスタン親善訓練 パキスタン空軍による空自部隊等訪問（市ヶ谷、浜松）
スリランカ		15.4 15.11 16.3 16.5 16.7 16.12 17.4	日スリランカ親善訓練 日スリランカ親善訓練 日スリランカ親善訓練 日スリランカ親善訓練 日スリランカ親善訓練 日スリランカ親善訓練 日スリランカ親善訓練	
モルディブ		14.8 15.4	日モルディブ親善訓練 日モルディブ親善訓練	
フィリピン		16.9 17.1 17.5	日比親善訓練 日比親善訓練 日比親善訓練	
マレーシア		15.8 16.4 17.5	日マレーシア親善訓練 日マレーシア親善訓練 日マレーシア親善訓練	
ブルネイ		17.5	日ブルネイ親善訓練	

防衛首脳などの ハイレベル交流	イギリス	14.7	防衛大臣政務官英国訪問
		14.7	空幕長英国訪問
		14.10	英空軍参謀長訪日
		15.1	防衛大臣英国訪問（第1回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談） ☆防衛装備・技術協力の進展を確認するとともに、グローバルな安全保障上の課題への協力の強化、地域情勢などについて意見交換
		15.9	海幕長英国訪問
		16.1	英国国防大臣訪日（第2回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談） ☆防衛装備品・技術協力、共同訓練、東南アジアに対する能力構築支援、ACSAなどにおける協力の強化を確認
		16.6	日英防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
		16.9	防衛副大臣英国訪問
	16.11	英空軍参謀長訪日	
	17.4	英国国防省閣外大臣訪日	
	フランス	14.6	日仏防衛相会談（シンガポール（第13回シャングリラ会合））
		14.6	防衛副大臣フランス訪問
		14.7	防衛大臣政務官フランス訪問
		14.7	仏国防大臣訪日（防衛相会談）
		15.3	仏国防大臣訪日（第2回外務・防衛閣僚会合、防衛相会談） ☆防衛装備品・技術移転協定に署名するとともに、日仏安全保障・防衛協力、安全保障政策、地域情勢などについて意見交換
		16.1	防衛事務次官フランス訪問
		16.6	日仏防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
		16.6	防衛副大臣フランス訪問
	ドイツ	15.5	日独防衛相会談（シンガポール（第14回シャングリラ会合））
		15.9	防衛審議官ドイツ訪問
16.2		防衛副大臣ドイツ訪問（ミュンヘン安全保障会議）	
16.9		防衛副大臣ドイツ訪問	
16.9		統幕長ドイツ訪問	
17.2		防衛副大臣ドイツ訪問（ミュンヘン安全保障会議）	
イタリア	15.2	防衛事務次官イタリア訪問	
	16.6	日伊防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））	
	16.6	防衛副大臣イタリア訪問	
スペイン	14.8	防衛副大臣スペイン訪問	
	14.11	スペイン国防大臣訪日（防衛相会談）	
ベルギー	15.2	防衛事務次官ベルギー訪問	
オランダ	15.10	オランダ国防参謀総長訪日	
	16.12	オランダ国防大臣訪日（防衛相会談）	
スウェーデン	15.3	スウェーデン国防軍最高司令官訪日	
	17.2	防衛審議官スウェーデン訪問	
	17.3	統幕長スウェーデン訪問	
フィンランド	14.10	フィンランド国防大臣訪日（防衛相会談）	
	15.2	防衛事務次官フィンランド訪問	
	15.3	フィンランド国防次官訪日	
	17.2	防衛審議官フィンランド訪問	
	17.3	フィンランド空軍司令官訪日	
エストニア	15.5	防衛副大臣エストニア訪問	
ブルガリア	15.5	防衛副大臣ブルガリア訪問	
ラトビア	15.5	ラトビア国防次官訪日	
ポーランド	15.6	ポーランド国防次官訪日	
ジョージア	15.11	ジョージア国防大臣訪日（防衛相会談） ☆地域情勢や両国の防衛協力・交流について意見交換、防衛交流覚書に署名	
チェコ	15.12	チェコ国防大臣訪日（日チェコ防衛相会談） ☆地域情勢や両国の防衛協力・交流について意見交換	
NATO	16.6	NATO軍事委員長訪日	
	17.1	防衛大臣NATO訪問（ストルテンベルグNATO事務総長との会談）	
防衛当局者間の 定期協議	イギリス	15.9	第14回日英外務・防衛当局間協議、第10回日英防衛当局間協議（東京）
		16.10	第15回日英外務・防衛当局間協議、第11回日英防衛当局間協議（ロンドン）
	フランス	14.11	第17回日フランス外務・防衛当局間協議、第16回日フランス防衛当局間協議（東京）
		15.9	第18回日フランス外務・防衛当局間協議（東京）
		16.7	第19回日フランス外務・防衛当局間協議（東京）、第17回日フランス防衛当局間協議（パリ）
ドイツ	14.10	第14回日ドイツ外務・防衛当局間協議、第12回日ドイツ防衛当局間協議（東京）	
	16.6	第15回日ドイツ外務・防衛当局間協議、第13回日ドイツ防衛当局間協議（ベルリン）	
イタリア	15.12	第3回日イタリア防衛当局間協議（東京）	

防衛当局者間の定期協議	スペイン	16.10	第1回日スペイン防衛当局間協議（マドリード）
	ポーランド	14.9	第1回日ポーランド防衛当局間協議（東京）
		16.3	第2回日ポーランド防衛当局間協議（ワルシャワ）
	スウェーデン	15.10	第3回日スウェーデン防衛当局間協議（ストックホルム）
	フィンランド	15.10	第1回日フィンランド防衛当局間協議（ヘルシンキ）
	ノルウェー	14.11	第2回日ノルウェー防衛当局間協議（東京）
		16.2	第14回日NATO高級事務レベル協議（東京）
NATO	17.5	第15回日NATO高級事務レベル協議（東京）	
EU	16.11	第1回日EU安全保障・防衛協議（ベルギー）	
部隊間の交流など	NATO	14.9	日NATO共同訓練
		14.11	日NATO共同訓練
	EU	14.10	日EU共同訓練
		14.11	日EU共同訓練（2回）
		15.3	日EU共同訓練
		16.1	日EU共同訓練
		16.5	日EU共同訓練
		16.6	日EU共同訓練
		16.7	日EU共同訓練
		16.9	日EU共同訓練
		16.11	日EU共同訓練
		17.1	日EU共同訓練
	イギリス	14.7	KC-767空自空中給油・輸送機の英国派遣
		15.7	海自哨戒機P-1の英国派遣
		16.4	日英親善訓練
		16.7	KC-767空自空中給油・輸送機の英国派遣
		16.7~8	海自練習艦隊ロンドン寄港
		16.10~11	日英共同訓練
		16.11	日英親善訓練
	17.5	日仏英米共同訓練	
フランス	15.5	日米仏共同訓練	
	16.3	日仏親善訓練	
	16.5	日仏親善訓練	
	17.5	日仏英米共同訓練	
	17.6	海自P-1哨戒機のフランス派遣（パリ国際航空宇宙ショーへの参加）	

資料61 最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）

(2014.6.1~2017.6.30)

防衛首脳などのハイレベル交流	トルコ	15.5	トルコ海軍司令官訪日
		16.5	陸幕長トルコ訪問
		16.6	海幕長トルコ訪問
	カナダ	14.11	日加次官級会談（カナダ（ハリファックス国際安全保障フォーラム））
		15.10	カナダ空軍司令官訪日
		16.6	日加防衛相会談（シンガポール（第15回シャングリラ会合））
		16.4	カナダ国防次官訪日（第3回日加次官級「2+2」）
	ブラジル	16.4	カナダ海軍司令官訪日
		14.8	防衛大臣政務官ブラジル訪問
	コロンビア	16.2	陸幕長ブラジル訪問
		15.3	コロンビア国防大臣訪日（防衛相会談）
	中東・アフリカ	14.8	防衛大臣政務官南アフリカ訪問
		14.9	陸幕長南スーダン・ジブチ訪問
		14.11	ジブチ海軍司令官訪日
		15.1	防衛大臣ジブチ・南スーダン訪問（防衛相会談）
		15.5	防衛大臣政務官ウガンダ・ジブチ・南スーダン・バーレーン訪問
		15.5	統幕長ヨルダン訪問
15.11		統幕長トルコ訪問	
15.12		統幕長エジプト訪問	
16.5		UAE空軍司令官訪日	
16.8		防衛大臣ジブチ訪問（防衛相会談）	
16.9		サウジアラビア副皇太子兼国防大臣訪日（防衛相会談）	
16.10		防衛大臣南スーダン訪問（防衛相会談）	
17.1		防衛副大臣南スーダン訪問	
17.1	統幕長サウジアラビア訪問		
17.1	統幕長カタール訪問		
17.2	統幕長オマーン訪問		
17.2	ヨルダン参謀本部議長訪日		
防衛当局者間の定期協議	カナダ	14.6	第8回日カナダ外務・防衛当局間協議、第9回日カナダ防衛当局間協議（東京）
		16.12	第9回日カナダ外務・防衛当局間協議、第10回日カナダ防衛当局間協議（東京）
	トルコ	15.1	第2回日トルコ防衛当局間協議（東京）
	ヨルダン	15.4	第1回日ヨルダン防衛当局協議（東京）
	サウジアラビア	15.6	第1回日サウジアラビア防衛当局間協議（東京）
		16.11	第1回日サウジアラビア安保対話（リヤド）、第2回日サウジアラビア防衛当局間協議
エジプト	15.10	第1回日エジプト外務・防衛当局間協議、日エジプト防衛当局間協議	

防衛当局者間の 定期協議	クウェート	16.3	第1回目クウェート安保対話（東京）
	UAE	15.12	第1回目UAE安保対話（アブダビ）
	カタール	14.6 15.11	第1回目カタール安保対話（東京） 第2回目カタール安保対話（ドーハ）
	バーレーン	15.12 16.12	第2回目バーレーン安保対話（マナーマ） 第3回目バーレーン安保対話（東京）
部隊間の交流など	トルコ	14.11	日トルコ共同訓練
		15.6	日トルコ親善訓練
		15.12	日トルコ共同訓練
		16.6	日トルコ共同訓練
UAE	17.1	日UAE部隊間交流（アルアイン）（空）	
	17.4	日UAE親善訓練	
サウジアラビア	17.4	日サウジアラビア親善訓練	

資料62 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の概要

1 法律の目的

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。

2 海賊行為の定義

「海賊行為」……船舶（軍艦等を除く）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（排他的経済水域を含む）又は我が国領海等において行う次の行為。

- (1)船舶強取・運航支配 (2)船舶内の財物強取等 (3)船舶内にある者の略取 (4)人質強要 (5)(1)～(4)の目的での①船舶侵入・損壊、②他の船舶への著しい接近等、③凶器準備航行

3 海賊行為に関する罪

海賊行為をした者は次に掲げる刑に処する。

- (1) 2(1)～(4)：無期又は5年以上の懲役。人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役。人を死亡させたときは死刑又は無期懲役
(2) 2(5)①・②：5年以下の懲役
(3) 2(5)③：3年以下の懲役

4 海上保安庁による海賊行為への対処

- (1) 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
(2) 海上保安官等は警察官職務執行法第7条の規定により武器使用のほか、現に行われている2(5)②の制止に当たり、他の制止の措置に従わず、なお2(5)②の行為を継続しようとする場合には、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、武器使用が可能。

5 自衛隊による海賊行為への対処

- (1) 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは対処要項を作成して内閣総理大臣に提出（急を要するときは行動の概要を通知すれば足りる）。
(2) 対処要項には、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間、その他重要事項を記載。
(3) 内閣総理大臣は、承認をしたとき及び海賊対処行動が終了したときに国会報告を行う。
(4) 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び4(2)を準用。

資料63 国際平和協力活動関連法の概要比較

項目	国際平和支援法	国際平和協法力	旧イラク人道復興支援特措法 (09(平成21)年7月31日失効)	旧補給支援特措法 (10(平成22)年1月15日失効)
目的	○ 国際社会の平和及び安全の確保に資すること	○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○ 国家の速やかな再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること	○ 国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与 ○ わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 協力支援活動(注1) ○ 捜索救助活動(注1) ○ 船舶検査活動(注3)	○ 国連平和維持活動 ○ 国際連携平和安全活動 ○ 人道的な国際救援活動 ○ 国際的な選挙監視活動 ○ 上記活動のための物資協力	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動	○ 補給支援活動
活動地域	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要) ○ 公海及びその上空	○ わが国以外の領域(公海を含む) (紛争当事者間の停戦合意及び受入れ国の同意が必要)	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要)(注2) ○ 公海およびその上空(注2)	○ わが国領域 ○ 外国(インド洋沿岸国などに限る)の領域(当該外国の同意が必要)(注2) ○ 公海(インド洋などに限る)およびその上空(注2)
国会承認	○ 例外なき事前承認	○ 自衛隊の部隊等がいわゆる停戦監視業務や安全確保業務を行う場合に限り、原則として、事前に国会付議(注4)	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議(注4)	(注5)
国会報告	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告

(注1) 現に戦闘が行われていない現場に限る。

(注2) 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。

(注3) 外国による船舶検査活動に相当する活動と明確に区別された海域において行う。

(注4) 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

(注5) 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の領域を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

資料64 自衛隊が行った国際平和協力活動など

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

(2017.6.30 現在)

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
陸自	イラク南東部など	04.1～06.7	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備など
	クウェートなど	06.6～06.9	約100人	・物品の後送に必要な業務
海自	ペルシャ湾など	04.2.20～ 04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
空自	クウェートなど	03.12～09.2	約210人	・人道復興関連物資などの輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海自	インド洋	01.11～7.11	約320人	・各国艦船への補給など
空自	在日米軍基地など		—	・物品の輸送

(3) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海自	インド洋	08.1～10.2	約330人	・各国艦船への補給など

(4) 海賊対処行動（海上警備行動としての派遣を含む。）

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海自（水上部隊）	ソマリア沖・アデン湾	09.3～16.12	約400人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
		16.12～	約200人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
海自（航空隊）	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	09.5～14.7	約120人	アデン湾の警戒監視および総務、経理、広報、衛生などの業務など
	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	14.7～15.7	約70人	アデン湾の警戒監視など
	ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	15.7～	約60人	アデン湾の警戒監視など
海自（支援隊）	ジブチ	14.7～	約30人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整および航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など
海自（第151連合任務部隊司令部派遣隊）	バーレーンなど	14.8～	20人以内	CTF151に参加する各国部隊などとの連絡調整
海自（現地調整所）	ジブチ	12.7～14.7	3人	水上部隊および航空隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ共和国関係当局などとの連絡調整
陸自（航空隊）	ジブチ	09.5～14.7	約70人	活動拠点およびP-3Cの警備など
陸自（支援隊）	ジブチ	14.7～	約80人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整及び航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など

(5) 国際平和協力業務

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容	
PKO	国連カンボジア 暫定機構 (UNTAC)	停戦監視 要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視および停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
		施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊または作業のための施設の提供、医療
PKO	国連モザンビーク 活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案ならびに輸送の業務に関する企画および調整
		輸送調整 部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
人道	ルワンダ難民救援	ルワンダ 難民救援隊	94.9～12	260人	/	・医療、防疫、給水活動
		空輸派遣隊	94.9～12	118人		・ナイロビ（ケニア）とゴマ（旧ザイール、現コンゴ民主共和国）の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
PKO	国連兵力 引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96.2～09.2	1～13次要員：2人	38人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成ならびに輸送・整備などの業務に関する企画および調整
			09.2～13.1	14～17次要員：3人		
		輸送部隊	96.2～12.8	1～33次要員：43人	1,463人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
12.8～13.1	34次要員：44人					
人道	東ティモール 避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
人道	アフガニスタン 難民救援	空輸部隊	01.1	138人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送

			派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容	
PKO	国連東ティモール 暫定行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは 国連東ティモール 支援団 (UNMISSET))	司令部署員	02.2~04.6	1次要員：10人 2次要員：7人	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整および兵站業務の調整など	
		施設部隊	02.3~04.6	1、2次要員：680人 3次要員：522人 4次要員：405人	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊および現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務	
人道	イラク難民救援	空輸部隊	03.3~4	50人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送	
人道	イラク被災民救援	空輸部隊	03.7~8	98人		・イラク被災民救援のための物資などの航空輸送	
PKO	国連ネパール 政治ミッション (UNMIN)	軍事監視 要員	07.3~11.1	6人	24人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など	
PKO	国連スーダン・ ミッション (UNMIS)	司令部署員	08.10~11.9	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関するUNMIS部内の調整 ・データベースの管理	
PKO	国連ハイチ 安定化ミッション (MINUSTAH)	司令部署員	10.2~13.1		2人	12人	・MINUSTAH司令部において、施設活動の優先順位を決定するなどの施設関係業務の企画調整、軍事部門の物品の調達・輸送などの兵站全般に関する企画調整
		施設部隊	10.2~13.1	1次要員：203人 2次要員：346人 3、4次要員：330人 5、6次要員：317人 7次要員：297人 撤収支援要員：44人	2,184人	・瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設など	
PKO	国連東ティモール 統合ミッション (UNMIT)	軍事連絡 要員	10.9~12.9	2人	8人	・東ティモール内各地の治安状況についての情報収集	
PKO	国連 南スーダン共和国 ミッション (UNMISS)	司令部署員	11.11~	4人	29人	・軍事部門の兵站全般の需要に関するUNMISS部内の調整 ・データベースの管理 ・施設業務に関する企画及び調整 ・航空機の運航支援に関する企画及び調整	
		派遣施設隊	12.1~17.5	1次要員：239人 2~4次要員：349人 5、6次要員：401人 7~10次要員：353人 11次要員：354人 撤収支援要員：58人 (1~4次要員数は、現地支援調整所の要員数も含む)	3,912人	・道路などのインフラ整備など 【5次要員以降は下記の業務も追加】 ・施設部隊が行う活動にかかるUNMISSなどとの協議及び調整 ・後方補給業務などに関する調整	
		現地支援 調整所	12.1~13.12			・施設部隊が行う活動にかかるUNMISSなどとの協議及び調整 ・後方補給業務などに関する調整	

(注) 1 このほか、海上自衛隊（カンボジア、東ティモール）及び航空自衛隊（カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン）の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施
2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23人を派遣した。

(6) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人数	主な業務内容
フィリピン国際緊急援助活動 (台風災害)	現地運用調整所	13.11.12~12.13	1,086人	・フィリピン共和国関係機関、関係国などとの調整
	医療・航空援助隊			・医療・防疫活動、人員・援助物資などの航空輸送
	海上派遣部隊			・人員・援助物資などの輸送
	空輸部隊			・人員・援助物資などの航空輸送
マレーシア航空機消息不明事案に 対する国際緊急援助活動（捜索）	現地支援調整所	14.3.11~4.28	137人	・マレーシア関係機関、関係国などとの調整
	海国際緊急援助飛行隊			・捜索を含む救助活動
	空国際緊急援助飛行隊など			・捜索を含む救助活動
西アフリカにおけるエボラ出血 熱の流行に対する国際緊急援助 活動（感染症）	現地調整所	14.12.5~12.11	4人	・国際緊急援助活動に従事する外務省及びJICA並びにUNMEERその他の関係機関との調整
	空輸隊		10人	・輸送活動
	疫学調査支援	15.4.21~5.29	1人	・シエラレオネでのWHOが行う疫学調査等に対する支援
インドネシア国際緊急援助活動 (航空機事故)	現地支援調整所	15.1.3~9	3人	・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動に関する情報収集、関係機関、関係国との調整
	国際緊急援助水上 部隊		約350人	・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動
ネパール国際緊急援助活動 (地震災害)	統合運用調整所	15.4.27~15.5.22	4人	・ネパール連邦民主共和国関係機関・関係国などとの調整
	医療援助隊		約110名	・被災民に対する医療活動
	空輸部隊		約30名	・医療活動の実施に必要な機材・物資の輸送
ニュージーランド国際緊急援助 活動（地震災害）	航空隊	16.11.15~ 16.11.18	約30名	・航空機（P-1×1機）による被災状況の確認

資料65 南スーダンにかかる経緯

05 (平成17) 年	1月：スーダン政府及びスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意（CPA）に署名 3月：CPAの履行支援などを任務とする「国連スーダン・ミッション（UNMIS）」が設立
08 (平成20) 年	10月：UNMISへの司令部要員（兵站幕僚及び情報幕僚）の派遣を開始
11 (平成23) 年	7月：南スーダン独立に伴いUNMISの任務が終了。平和と安全の定着及び南スーダンの国造り支援などを目的として新たに「国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）」が設立 11月：UNMISSへの司令部要員（兵站幕僚及び情報幕僚）の派遣を閣議決定 12月：UNMISSへの施設部隊等及び司令部要員（施設幕僚）の派遣を閣議決定
12 (平成24) 年	1～3月：施設部隊など（第1次要員）を順次南スーダンの首都ジュバに派遣 5～6月：施設部隊など（第2次要員）を順次派遣（以降、施設部隊については約6か月ごとに要員交代）
13 (平成25) 年	5月：施設部隊の活動地域拡大を発表 12月：ジュバにおいて大統領派と元反政府側との衝突発生 12月：国連などの要請を受け、国連に対し弾薬1万発を譲渡（翌年返還）
14 (平成26) 年	5月：UNMISSのマンデート更新（国造りから文民保護主体に） 5月：小野寺防衛大臣（当時）南スーダン訪問 10月：UNMISSへの司令部要員（航空運用幕僚）の派遣を閣議決定
15 (平成27) 年	1月：中谷防衛大臣（当時）南スーダン訪問 8月：政府側と元反政府側が衝突の解決に関する合意文書に署名
16 (平成28) 年	4月：南スーダン共和国国民統一暫定政府が設立 7月：ジュバにおいて政府側と元反政府側との衝突発生 8月：UNMISSのマンデート更新（地域保護部隊の創設） 10月：稲田防衛大臣南スーダン訪問 11月：施設部隊にいわゆる「駆け付け警護」などの新任務付与
17 (平成29) 年	3月：5月末を目途に施設部隊を撤収することを発表（司令部要員の派遣は継続） 5月：施設部隊の活動終了。隊旗返還式開催、部隊廃止

資料66 UNMISSにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方

平成29年3月10日

内閣官房

内閣府

外務省

防衛省

- 1 世界で最も若い国である南スーダン共和国の国造りを支援するために設立された国連南スーダンPKOミッション（UNMISS）への自衛隊施設部隊の派遣は、平成24年1月の開始以来、5年以上が経過し、派遣した要員は延べ約4,000人に達し、施設部隊の派遣としては過去最長となっている。（これまでの施設部隊の派遣の最長はMINUSTAH（ハイチ国際平和協力業務）の2年11ヶ月）
- 2 この間、自衛隊の施設部隊は、厳しい環境の中、建国間もない南スーダンの国造りに貢献するという当初の目的に沿った活動実績を着実に積み重ねてきた。
例えば、現地の住民の生活向上のための道路補修、国内避難民向けの施設整備をはじめとする活動実績は、過去に我が国が派遣したPKO活動の中で、最大規模のものとなっている。
主要な実績だけでも、道路補修は延べ約210km、用地造成は延べ約50万m²など、いずれも過去のPKO活動と比較して最大である。
- 3 自衛隊施設部隊のこうした献身的な活動は、国連及び南スーダンから感謝され、高く評価されてきた。
また、南スーダンのキール大統領は、本年2月に行われた施政方針演説の中で、日本の開発支援等に言及しつつ、「南スーダンの政府及び国民に対する継続的な支援に感謝し、高く評価したい」旨発言するなど、特別の賛辞を述べている。
- 4 このような南スーダンPKOについては、今年1月で派遣開始から5年という節目を越え、施設部隊の派遣としては最長となることから、かねてより、今後の在り方について、総合的な検討を行ってきたところである。
- 5 今般、3月末をもって自衛隊の派遣期間（閣議決定）の期限を迎えるに当たって、検討の結果を取りまとめたところ、その概要は次のとおりである。
(1) 南スーダンの国造りプロセスについて見れば、以下のよう

に、国際社会の努力により、新たな段階に入りつつある。

- ・国連は、昨年、首都ジュバの治安改善等を任務とする新たなPKO部隊（地域保護部隊）を創設し、増派することを決定しており、その早期の現地派遣が懸案となっていたが、現在、部隊の展開が開始されつつあり、南スーダンの安定に向けた取組が進みつつある。
 - ・また、南スーダンにおいては、国内における民族融和を進め、衝突解決合意の進展を図ることが大きな課題であり、そのため同国政府は、昨年、国民対話を行うことを決定していたが、今般、3月中に国民対話を開始する旨発表するなど、国内の安定に向けた政治プロセスに進展が見られている。
- (2) 一方、上述のように、自衛隊の活動は、施設部隊として最長となる5年以上を経過し、首都ジュバを中心とした道路補修などの実績は過去の我が国PKO活動の中で、最大規模の実績を積み重ねている。我が国としては、これまでの活動により、自衛隊が担当する首都ジュバにおける施設活動については、一定の区切りをつけることができると考えている。
 - 6 以上のような諸点を総合的に勘案した結果、我が国としては、これまでの自衛隊による施設活動を中心とした支援から、南スーダン政府による自立の動きをサポートする方向に支援の重点を移すことが適当と判断したところである。
 - 7 具体的には、現在派遣されている第11次要員が現在行っている道路補修の業務を完了させた上で、5月末を目途に、自衛隊の施設部隊を撤収し、我が国としては、
 - ・東アフリカの地域機構（IGAD）を通じた衝突解決合意の監視活動への支援など、政治プロセスの進展への支援、
 - ・宗教団体や青年団体など南スーダン国内の各種団体が国民対話に参加できるようにするための支援などの国民対話支援、
 - ・公務員の財政管理能力の構築支援、警察能力の強化支援などの人材育成、
 - ・食料援助を含む人道支援、
 といった支援を継続・強化していくことで、新たな段階を迎えつつある南スーダンの国造りにおいて、積極的に貢献していくことが適切であるとの判断に至ったところである。
 - 8 自衛隊施設部隊の活動終了は、決して我が国の南スーダンに対する支援の終了を意味するものではない。我が国は、今後も、様々な形で、南スーダンの平和と安定、国造りに貢献していく。

- 9 また、我が国は、引き続き、UNMISSの司令部に対する要員派遣という形でUNMISSの活動に貢献していくとともに、施設部隊の活動終了にあたり、自衛隊の重機等をUNMISS等に譲与するなど、施設部隊の活動終了に向けて円滑な調整を行っていく。
- 南スーダンにおける施設活動は、これまで、我が国の他、インド、韓国、バングラデシュ、中国が担ってきたが、現在、新たに、英国が施設部隊の展開を開始している。我が国としても、UNMISS司令部において、これら諸国と密接に連携していくなど、なし得る貢献を続けていく。
- 10 活動終了の判断については、国連、南スーダン政府、関係国には事前に説明し、その際、キール南スーダン大統領、国連のラドスースPKO局長及びシアラーUNMISS特別代表からは、自衛隊の活動を高く評価し、感謝する、また、この度の日本政府の判断については理解する旨の発言があった。
- 11 我が国は、今後とも、「積極的平和主義」の旗の下、これまでのPKO活動の実績の上に立ち、我が国の強みを生かし、能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣など、国際平和協力分野においてより一層積極的に貢献していく考えである。

参考1：過去の国連PKOミッションとUNMISSにおける施設活動の比較

- 派遣期間：5年2か月（カンボジア（※1）の約5倍）
- 延べ人数：3,854名（東ティモール（※2）の約1.7倍）
- 主な施設活動
 - ・道路補修：約210km（カンボジア（※1）の約2倍）
 - ・用地造成：約50万m²（ハイチ（※3）の約4倍）
 - ・施設の構築等：94か所（ハイチ（※3）の約4倍）
- ※1：国連カンボジア暫定機構（UNTAC）
- ※2：国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）及び国連東ティモール支援団（UNMISSET）。（注）UNMISSは平成29年3月時点。
- ※3：ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）。

参考2：キール大統領は、2月21日の暫定国民議会の施政方針演説において、「安倍晋三日本国総理大臣並びに日本の政府及び国民に対し、開発プログラムや国連安全保障理事会を通じた南スーダン政府及び国民に対する継続的な支援に、私個人として、感謝し、高く評価したい。同様に、自分は紀谷昌彦駐南スーダン日本大使にも感謝している。彼が示した模範的な外交関与の努力は、日本と南スーダンの二国間関係を強化することになった。」旨発言。

資料67 国際機関への防衛省職員の派遣実績

（2017.6.30現在）

(1) 国連機関への職員派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9～02.6.30、04.8.1～07.7.31	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察局長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（将補）※
97.6.23～00.6.23	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1尉）
02.10.1～07.6.30	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察局運用・計画部長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1佐）
05.7.11～09.7.10	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
09.1.9～13.1.8	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（3佐）
13.8.27～16.8.31	化学兵器禁止機関（OPCW） 査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1尉）
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
05.11.28～08.11.27	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
11.1.16～14.1.15	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
13.9.18～16.9.17	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部部隊形成課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
15.6.1～	国連平和維持活動局（国連PKO局） 運用部アフリカ第1部上級連絡官（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（1佐）
16.8.29～	国連平和維持活動局（国連PKO局） 軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
17.2.11～	国連フィールド支援局後方支援部戦略支援課（ニューヨーク）	事務官1名

※OPCW査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き09.7まで勤務した。

(2) PKOセンター等への講師などの派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
08.11.21～08.11.30	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官2名（2佐）
09.5.22～09.6.6	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官1名（将補）
09.8.28～09.9.5	バマコ平和維持学校（マリ）	陸上自衛官2名（2佐）
10.4.10～10.4.17	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官1名（2佐）※
10.8.14～10.8.30	バマコ平和維持学校（マリ）	陸上自衛官1名（1佐）
11.11.15～11.11.20	コフィ・アナン国際平和維持訓練センター（ガーナ）	陸上自衛官1名（1佐）
12.7.31～12.8.5	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官1名（1佐）
12.12.15～12.12.19	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	航空自衛官1名（2佐）
13.3.9～13.3.14	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
13.8.28～13.9.1	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官1名（2佐）
13.10.5～13.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官1名（1佐）
14.3.8～14.3.13	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
14.3.23～14.5.25	国際平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
14.8.12	国際平和維持訓練センター（ケニア）（南スーダンでの出張講義）	陸上自衛官1名（2佐）
14.10.5～14.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官1名（1佐）
14.10.6～14.10.23	国際平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
15.3.19～15.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官1名（1佐）

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
15.6.4～15.7.1	国際平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
15.9.5～15.9.20	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
15.10.22～15.11.7	国際平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
16.3.21～16.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官1名（1佐）
16.5.31～16.6.17	国際平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
16.11.4～16.11.19	国際平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
17.3.6～17.3.19	国際平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
17.6.2～17.6.18	国際平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）

※ 初の女性自衛官派遣

資料68 自衛官の定員及び現員

（2017.3.31 現在）

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	150,863	45,364	46,940	3,987	247,154
現員	135,713	42,136	42,939	3,634	224,422
充足率（%）	90.0	92.9	91.5	91.1	90.8

区分	非任期制自衛官						任期制自衛官			
	幹部		准尉		曹		士			
定員	45,524		4,940		140,005		56,685			
現員	42,444	(2,150)	4,632	(45)	137,951	(7,901)	16,402	(1,244)	22,993	(2,367)
充足率（%）	93.2		93.8		98.5		69.5			

(注) 1 現員の（ ）は女子で内数
2 定員は予算定員

資料69 自衛官などの応募及び採用状況（平成28年度）

区分		応募者数	採用者数	倍率	
一般幹部候補生	陸	2,879 (399)	206 (21)	14.0 (19.0)	
	海	1,527 (207)	120 (22)	12.7 (9.4)	
	空	2,105 (456)	69 (11)	30.5 (41.5)	
	計	6,511 (1,062)	395 (54)	16.5 (19.7)	
曹	技術海曹	海	48 (8)	7 (1)	6.9 (8.0)
	技術空曹	空	0	0	—
	陸上自衛官（看護）	陸	16 (11)	3 (2)	5.3 (5.5)
航空学生	海	597 (50)	71 (3)	8.4 (16.7)	
	空	2,833 (281)	66 (6)	42.9 (46.8)	
	計	3,430 (331)	137 (9)	25.0 (36.8)	
一般曹候補生	陸	13,485 (2,057)	2,991 (199)	4.5 (10.3)	
	海	3,927 (522)	1,263 (45)	3.1 (11.6)	
	空	6,900 (1,289)	757 (202)	9.1 (6.4)	
	計	24,312 (3,868)	5,011 (446)	4.9 (8.7)	
自衛官候補生	陸	18,667 (2,485)	5,164 (749)	3.6 (3.3)	
	海	4,804 (519)	1,008 (116)	4.8 (4.5)	
	空	5,596 (882)	1,438 (81)	3.9 (10.9)	
	計	29,067 (3,886)	7,610 (946)	3.8 (4.1)	
防衛大学校学生	推薦	人社	152 (46)	20 (8)	7.6 (5.8)
		理工	260 (33)	82 (8)	3.2 (4.1)
		計	412 (79)	102 (16)	4.0 (4.9)
	総合選抜	人社	95 (15)	10 (3)	9.5 (5.0)
		理工	111 (7)	30 (3)	3.7 (2.3)
		計	206 (22)	40 (6)	5.2 (3.7)
	一般前期	人社	6,624 (2,734)	68 (10)	97.4 (273.4)
		理工	8,889 (1,693)	224 (26)	39.7 (65.1)
		計	15,513 (4,427)	292 (36)	53.1 (123.0)
	一般後期	人社	219 (44)	9 (3)	24.3 (14.7)
		理工	521 (60)	28 (3)	18.6 (20.0)
		計	740 (104)	37 (6)	20.0 (17.3)

区分	応募者数	採用者数	倍率
防衛医科大学校医学科学生	6,815 (2,117)	84 (21)	81.1 (100.8)
防衛医科大学校看護学科学生 (自衛官候補看護学生)	2,207 (1,784)	74 (68)	29.8 (26.2)
高等工科大学校生徒	推薦	150	2.3
	一般	2,571	10.2
	合計	2,721	8.6

(注) 1 () は女子で内数

2 数値は平成28年度における自衛官などの募集に係るものである。

資料70 防衛省職員の内訳

(2017.3.31 現在)

	特別職		一般職	
	定員内	定員外	定員内	定員外
防衛大臣 防衛副大臣 防衛大臣政務官(2人) 防衛大臣補佐官 防衛大臣政策参与(3人以内)	防衛大臣秘書官		事務官等 29人	非常勤職員
	自衛隊の隊員			
	防衛事務次官	自衛官候補生		
	防衛審議官	予備自衛官 47,900人		
	書記官等 639人	即予備自衛官 8,075人		
	事務官等 20,390人	予備自衛官補 4,621人		
	自衛官 247,154人	防衛大学校学生		
		防衛医科大学校学生		
	陸上自衛隊高等工科大学校生徒			
	非常勤職員			

(注) 定員数は法令上の定員

資料71 主要演習実績 (平成28年度)

○統合訓練

訓練名	期間	場所	参加部隊など	備考
在外邦人等輸送訓練	28.8.23 ～9.1	宇都宮駐屯地、小牧基地、 ジブチ共和国 など	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、中央即応集団、航空支援集団 など 人員約150名、航空機1機	在外邦人等輸送に係る部隊の国外展開及び活動能力の向上並びに自衛隊と米軍の連携強化を図る。
在外邦人等保護措置訓練	28.12.12 ～12.16	相馬原演習場、入間基地など	各幕僚監部、東部方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団 など 人員約490名、航空機3機、輸送艦1隻、車両約20両	在外邦人等の保護措置に係る統合運用能力の向上及び自衛隊と関係機関との連携の強化を図る。
自衛隊統合演習 (指揮所演習)	29.1.23 ～1.27	防衛省市ヶ谷地区及びその他の演習参加部隊等の所在地	内部部局、各幕僚監部、情報本部、各方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、各地方隊、航空総隊、航空支援集団など 人員約8,700名	自衛隊の統合運用について検証・演練し、自衛隊の統合運用能力の維持・向上を図る。

○陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など	備考
方面隊実動演習 (北部方面隊)	28.9.26 ～10.5	北部方面区	北部方面総監部、第2師団、第7師団、第5旅団、第11旅団、第1特科団、第1高射特科団など 人員約12,000名、車両3,000両、航空機約40機	方面隊の各種事態対処能力の維持・向上を図る。
方面隊実動演習 (西部方面隊)	28.10.10 ～10.31	西部方面区	西部方面隊、中央即応集団、北部方面隊、東部方面隊、関東補給処、関西補給処など 人員約15,000名、車両3,500両、航空機約45機	
方面隊実動演習 (中部方面隊)	28.7.5 ～7.9	中部方面区	中部方面隊基幹 人員約5,500名、車両700両、航空機約10機	
協同転地演習 (師団等転地)	28.6.21 ～8.2	中部方面区～北部方面区 (浜大樹訓練場、矢臼別演習場など)	第14旅団基幹 人員約1,800名、車両約640両、航空機8機	長距離機動に必要な統制・調整能力の向上を図る。
協同転地演習 (連隊等転地)	28.9.21 ～10.5	東部方面区～北部方面区 (矢臼別演習場など)	第9師団の1個普通科連隊基幹 人員約1,000名、車両約200両	
協同転地演習 (連隊等転地)	28.11.3 ～11.13	北部方面区～東部方面区 (北富士演習場など)	第11旅団の1個普通科連隊基幹 人員約410名、車両約180両	
協同転地演習 (連隊等転地)	28.10.4 ～11.6	東部方面区～西部方面区 (日出生台演習場など)	第6師団の1個普通科連隊基幹 人員約500名、車両約150両	
協同転地演習 (連隊等転地)	28.10.19 ～11.15	北部方面区～西部方面区 (日出生台演習場など)	第2師団の1個戦車連隊基幹、第1特科団、北部方面施設隊など 人員約700名、車両約300両	

○海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など	備考
海上自衛隊演習 (図上演習)	28.9.26 ～10.9	海上幕僚監部、海上自衛隊幹部学校及びその他参加部隊所在地	海上幕僚監部、自衛艦隊の各司令部、各地方総監部、補給本部など 人員約3,000名	部隊運用、海上作戦などについて演習する。

資料72 各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成28年度）

	訓練名	時期	場所	派遣部隊
陸上自衛隊	ホーク・中SAM部隊実射訓練	28.10.11 ～12.21	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	16個高射中隊 約520名
	地对艦ミサイル部隊実射訓練	28.10.1 ～11.1	米国カリフォルニア州ポイントマグー射場	2個地对艦ミサイル連隊及び特科教導隊 約240名
海上自衛隊	潜水艦の米国派遣訓練（第1回）	28.7.22 ～10.21	ハワイ周辺海域	潜水艦1隻
	潜水艦の米国派遣訓練（第2回）	28.10.14 ～29.1.14	ハワイ周辺海域	潜水艦1隻
	護衛隊群米国派遣訓練（第1回）	29.2.24 ～3.18	グアム周辺海空域	護衛艦4隻
航空自衛隊	高射部隊年次射撃	28.8.31 ～11.18	米国ニューメキシコ州マクレガー射場	6個高射群、高射教導群 約370名

資料73 再就職援護のための主な施策

区分	就職援護施策	内容
退職予定自衛官に対する施策	職業適性検査	退職予定の自衛官に対し、適性に応じた進路指導などを行うための検査
	技能訓練	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において通用する技能を付与（大型自動車、大型特殊自動車、クレーン、ボイラー、介護（ホームヘルパー）、情報処理技術、倉庫管理主任者【29年度新規】、三～五級海技士【同】、二級海上特殊無線技士【同】など）
	防災・危機管理教育	若年定年退職予定の幹部自衛官に対し、防災行政の仕組み及び国民保護計画などの専門知識を付与
	通信教育	退職予定の自衛官に対し、公的資格を取得し得る能力を付与（ファイナンシャルプランナー、電気工事士、危険物取扱（乙種）、宅地建物取引士、医療保険事務、保育士【29年度新規】、三級海技士【同】など）
	業務管理教育	若年定年退職予定の自衛官に対し、社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
	就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職にあたっての心構えを付与
	進路相談等部外委託	退職予定の自衛官に対し、個々のニーズに沿った進路相談などを部外の専門家に委託
部内援護担当者に対する施策	援護担当者教育	援護担当者の質的向上を図るための労働行政、援護活動などの教育
部外に対する施策	企業主などに対する援護広報	企業主などに対する退職予定自衛官の有用性などの広報
	企業主などに対する部隊見学など招へい	企業主などを部隊などに招へいし、部隊などの見学、就職援護状況の説明などを実施

資料74 退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況

2017.3.31 現在：402名

都道府県	在職状況
北海道	北海道庁3名、札幌市役所2名、函館市役所2名、旭川市役所2名、室蘭市役所、釧路市役所、帯広市役所2名、岩見沢市役所2名、留萌市役所、苫小牧市役所、美唄市役所、芦別市役所、赤平市役所、名寄市役所2名、千歳市役所4名、滝川市役所、砂川市役所、登別市役所、恵庭市役所2名、北広島市役所、北斗市役所、松前町役場、七飯町役場、鹿部町役場、長沼町役場、上富良野町役場、美幌町役場、遠軽町役場2名、白老町役場、安平町役場、新ひだか町役場、芽室町役場、釧路町役場、標茶町役場、弟子屈町役場
青森県	青森県庁、青森市役所2名、弘前市役所、八戸市役所2名、三沢市役所、鯉ヶ沢町役場、深浦町役場、おいらせ町役場、三戸町役場
岩手県	岩手県庁、盛岡市役所、宮古市役所、花巻市役所、遠野市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、山田町役場
宮城県	宮城県庁、仙台市役所2名、石巻市役所、名取市役所、多賀城市役所、岩沼市役所、大衡村役場、南三陸町役場
秋田県	秋田県庁、横手市役所、大館市役所、湯沢市役所、大仙市役所、仙北市役所
山形県	山形県庁、山形市役所、酒田市役所、天童市役所、東根市役所、朝日町役場
福島県	福島県庁、福島市役所2名、郡山市役所
茨城県	茨城県庁、龍ヶ崎市役所、下妻市役所、常総市役所、牛久市役所2名、守谷市役所
栃木県	栃木県庁、宇都宮市役所
群馬県	群馬県庁、前橋市役所、沼田市役所、渋川市役所
埼玉県	埼玉県庁、さいたま市役所、深谷市役所、草加市役所、朝霞市役所、和光市役所
千葉県	千葉県庁、市川市役所、船橋市役所、館山市役所、松戸市役所2名、茂原市役所、成田市役所、習志野市役所、流山市役所、浦安市役所、いすみ市役所、大網白里市役所
東京都	東京都庁4名、品川区役所2名、豊島区役所、荒川区役所、板橋区役所2名、足立区役所
神奈川県	神奈川県庁3名、横浜市役所8名、川崎市役所3名、相模原市役所、横須賀市役所、鎌倉市役所、藤沢市役所2名、茅ヶ崎市役所、逗子市役所、海老名市役所2名、座間市役所
新潟県	新潟県庁、燕市役所、上越市役所、佐渡市役所、胎内市役所
富山県	富山県庁、富山市役所
石川県	石川県庁、金沢市役所、小松市役所、加賀市役所、能美市役所
福井県	福井県庁2名、福井市役所、あわら市役所、高浜町役場
山梨県	山梨県庁2名、富士吉田市役所、南アルプス市役所
長野県	長野県庁、松本市役所、伊那市役所、茅野市役所

都道府県	在職状況
岐阜県	岐阜県庁2名、岐阜市役所、美濃加茂市役所、各務原市役所、海津市役所
静岡県	静岡県庁6名、静岡市役所、浜松市役所、熱海市役所、島田市役所2名、御殿場市役所2名、裾野市役所、伊豆市役所、牧之原市役所、小山町役場
愛知県	愛知県庁、豊橋市役所、刈谷市役所、西尾市役所、蒲郡市役所、東海市役所、大府市役所、高浜市役所、豊明市役所、愛西市役所、清須市役所、北名古屋市長官舎市役所2名、弥富市役所、みよし市役所、あま市役所、長久手市役所、豊山町役場、大治町役場、蟹江町役場、飛島村役場、東浦町役場、南知多町役場2名、美浜町役場、武豊町役場
三重県	三重県庁、津市役所、四日市市役所、伊勢市役所、桑名市役所、名張市役所、尾鷲市役所、亀山市役所、鳥羽市役所、志摩市役所
滋賀県	滋賀県庁、湖南市役所
京都府	京都府庁、八幡市役所、京丹後市役所、木津川市役所、精華町役場2名
大阪府	大阪府庁、大阪市長官舎市役所2名、堺市役所、池田市役所、貝塚市役所、枚方市役所、茨木市役所、泉佐野市役所、富田林市役所、河内長野市役所、松原市役所、大東市役所、和泉市役所、高石市役所、四条畷市役所、大阪狭山市役所、豊能町役場
兵庫県	兵庫県庁、三木市役所、川西市役所、養父市役所
奈良県	奈良県庁2名、奈良市役所3名、五條市役所2名
和歌山県	和歌山県庁、和歌山市役所、橋本市役所、高野町役場
鳥取県	鳥取県庁3名、鳥取市役所、米子市役所、境港市役所、湯梨浜町役場、北栄町役場
島根県	島根県庁、松江市役所、浜田市役所
岡山県	岡山県庁、倉敷市役所、浅口市役所
広島県	広島県庁2名、広島市役所、呉市役所、東広島市役所、廿日市市役所、海田町役場
山口県	山口県庁、下関市役所、山口市役所、岩国市役所、長門市役所、周南市役所、和木町役場
徳島県	徳島県庁3名、小松島市役所、阿南市役所、吉野川市役所2名、阿波市役所、三好市役所
香川県	香川県庁、丸亀市役所、善通寺市役所
愛媛県	愛媛県庁、松山市役所、今治市役所
高知県	高知県庁、香南市役所
福岡県	福岡県庁、久留米市役所、飯塚市役所2名、田川市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所2名、太宰府市役所、糸島市役所、那珂川町役場、粕屋町役場、筑前町役場
佐賀県	佐賀県庁3名、唐津市役所、吉野ヶ里町役場
長崎県	長崎県庁5名、長崎市役所、佐世保市役所2名、島原市役所、大村市役所3名、松浦市役所、壱岐市役所、南島原市役所
熊本県	熊本県庁3名、熊本市役所、菊池市役所、大津町役場、高森町役場
大分県	大分県庁2名、大分市役所、別府市役所、佐伯市役所、杵築市役所
宮崎県	宮崎県庁5名、宮崎市役所、都城市役所3名、延岡市役所2名、日南市役所、小林市役所、日向市役所、串間市役所、西都市役所、えびの市役所、都農町役場
鹿児島県	鹿児島県庁4名、垂水市役所、薩摩川内市役所、曾於市役所、霧島市役所

※2017.3.31現在で防衛省が把握しているもの（非常勤職員を含む）

資料75 防衛装備移転三原則

（平成26年4月1日 国家安全保障会議決定）
閣議決定

政府は、これまで防衛装備の海外移転については、昭和42年の佐藤総理による国会答弁（以下「武器輸出三原則」という。）及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないものとなっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、これまで個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきた。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に

これまで以上に積極的に寄与していくこととしている。

こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配慮した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。

防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力（以下「平和貢献・国際協力」という。）の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上的影響が大きいことから、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとともに平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、今後は次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。また、武器製造関連設備の海外移転

については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ①当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
- ②当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
- ③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。

る。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の運用を適切に行う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考えであり、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野において、武器貿易条約の早期発効及び国際輸出管理レジームの更なる強化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

資料76 市民生活の中での活動

項目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○陸自が、地方公共団体などの要請を受けて実施 ○平成28年度の処理実績：件数1,379件（平均すれば週約27件）、量にして約42.1トン。特に、沖縄県での処理量は、約25.6トン（全国の処理量の約61%）（なお、発見された不発弾などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力）
機雷等の除去 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海並びに地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去及び処理を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了 ○平成28年度の処分実績：23,598個、約4.2トン（機雷の処理は1個）（なお、発見された爆発性の危険物などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力）
医療面での活動 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛医科大学校（埼玉県所沢市）および一部の自衛隊病院（全国16か所のうち、自衛隊中央病院（東京都世田谷区）など7か所）では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校では、第3次救急医療施設である救命救急センター（重傷や重体、危篤疾病者の医療を行う施設）を運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の巡回診療、防疫などを実施 ○陸自開発実験団部隊医学実験隊（東京都世田谷区）、海自潜水医学実験隊（神奈川県横須賀市）、空自航空医学実験隊（東京都立川市）および埼玉県狭山市が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター（埼玉県所沢市）では、救命・救急医学に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力 (注4)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会、および国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	<ul style="list-style-type: none"> ○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放 ○多くの隊員が、市民や地方公共団体などが主催する様々な行事に参加したり、個人的にスポーツ競技の審判や指導員を引き受けるなど、地元の人々と交流

(注1) 自衛隊法附則

(注2) 自衛隊法84条の2

(注3) 自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など

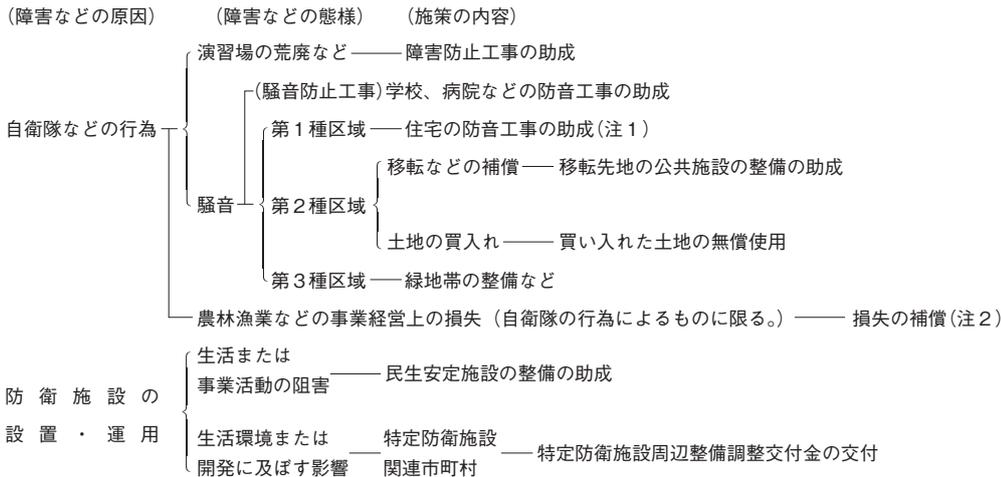
(注4) 自衛隊法100条の3など

資料77 社会に貢献する活動

項目	活動の細部と実績
教育訓練の受託 (注1)	○部外からの依頼に基づき、自衛隊員以外の者に対する教育訓練を実施 ○警察、海上保安庁や消防職員に対するレンジャーの基礎的な訓練、水中における捜索や救助法、化学災害などへの対処要領の教育、警察や海上保安庁の職員に対する航空機の操縦訓練、また、防衛研究所や防衛大学校研究科における民間企業や他省庁などの職員の教育を受託
輸送業務(注2)	○関係省庁などからの依頼に基づき、陸・海・空自衛隊のヘリコプターや政府専用機などにより、国賓や内閣総理大臣などを輸送 ○天皇・皇族の外国ご訪問の際に使用されるほか、内閣総理大臣が国際会議に出席する際などにも使われる政府専用機の運行 (なお、05(平成17)年7月に自衛隊法施行令が一部改正され、重要な任務の遂行のために特に必要があると認められる場合には、自衛隊機により国務大臣を輸送)
国家的行事での 礼式など(注3)	○国家的行事などにおける天皇・皇族、国賓などに対する儀じょう(注4)、と列(注5)、礼砲(注6)などの礼式 ○諸外国からの国賓に対する歓迎式典などにおける儀じょうや礼砲
南極地域観測への協 力(注7)	○1965(昭和40)年の第7次観測から、砕氷艦の運用などの協力をを行い、07(平成19)年度に50周年を迎えたわが国の南極地域観測事業に大きく貢献するとともに、09(平成21)年就航した新しい「しらせ」により、今後も南極観測事業の支援を実施 ○15(平成27)年11月からの第57次南極地域観測協力では、観測隊員及び物資約1,040トン(昭和基地)へ輸送するとともに、観測隊が計画する海洋観測などの協力を実施
その他の協力	○気象庁の要請による航空機での火山観測や北海道沿岸地域の海水観測など各種の観測支援 ○放射能対策連絡会議の要請による高空の浮遊塵の収集や放射能分析、国土地理院の要請による地図作製のための航空測量などの支援 ○国や地方公共団体などの委託を受けた土木工事など(訓練の目的に適合する場合のみ)(注8) ○その他、海水観測、硫黄島への民航チャーター機運航に対する支援や音楽隊派遣などを実施

- (注1) 自衛隊法100条の2
 (注2) 自衛隊法100条の5など
 (注3) 自衛隊法6条、自衛隊法施行規則13条など
 (注4) 儀じょう：国としての敬意を表するため、儀じょう隊が銃を持って敬礼などをする
 (注5) と列：路上に整列し、敬礼すること
 (注6) 礼砲：敬意を表するために大砲などで空砲を撃つこと
 (注7) 自衛隊法100条の4
 (注8) 自衛隊法100条

資料78 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



- (注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域
 飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。
 第1種区域：WECPNL75以上の区域
 第2種区域：第1種区域内で、WECPNL90以上の区域
 第3種区域：第2種区域内で、WECPNL95以上の区域
 ※平成24年度以前の区域指定にあっては、第一種区域は、WECPNL75以上の区域、第二種区域は、WECPNL90以上の区域、第三種区域は、WECPNL95以上の区域
 平成25年度以降の区域指定にあっては、第一種区域は、Lden62以上の区域、第二種区域は、Lden73以上の区域、第三種区域は、Lden76以上の区域
 2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level：加重等価継続感覚騒音レベル)
 特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかはその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。
 3 Lden (時間帯補正等価騒音レベル)
 夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル
 (注2) 駐留軍の行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」により損失の補償を行っている。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の使途の見直し

◆背景

- ◆ 地元ニーズの多様化(ソフト事業への充当要望)
- ◆ 行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果
⇒「使途をより自由にして、使い勝手をよくする」

改正前

公共用の施設の整備

公共用の施設：
交通施設および通信施設、スポーツまたはレクリエーションに関する施設、環境衛生施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、消防に関する施設、産業の振興に寄与する施設

改正後

公共用の施設の整備

いわゆるソフト事業 ← (新たに追加)

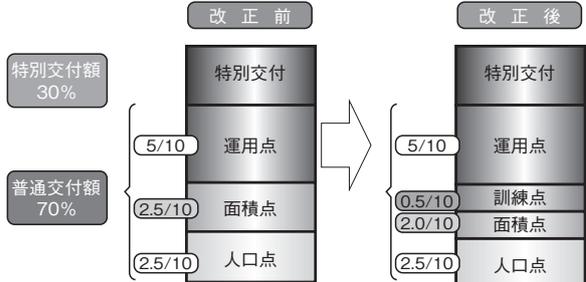
- ・医療費の助成(小学生以下の医療費、妊産婦検診費など)
- ・コミュニティバスの運営費の助成(福祉バスの運営費など)
- ・学校施設等耐震診断費の助成(小中学校校舎等の耐震診断費など)などのソフト事業を想定

特定防衛施設周辺整備調整交付金普通交付額の算定の見直し

(1)算定式の改正

① 算定要素の予算配分の変更(「運用」の予算配分を増額)

② 大規模又は特殊な訓練に係る訓練点を新設
(日米共同訓練、大規模な演習などが行われた場合は増額)



(2)人口密度が高い市町村を配慮(人口密度点を加点)

(3)米軍の運用の特殊性を配慮
(駐留軍が使用する施設に加点)

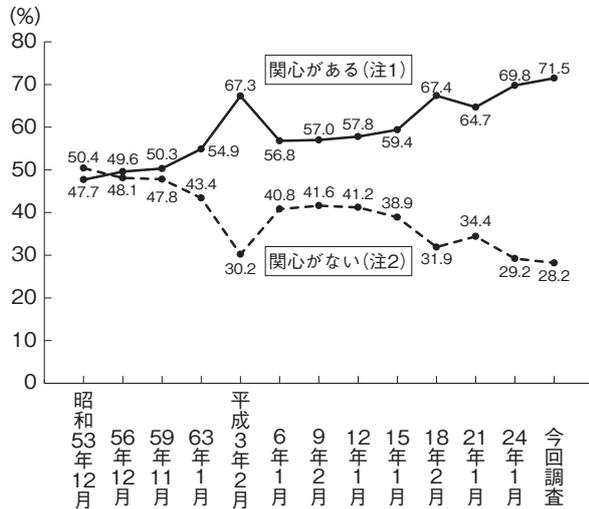
(4)運用の影響を適切に反映
(飛行回数点および演習人員別点を細分化)

新たに特定防衛施設および特定防衛施設関連市町村として指定した防衛施設および市町村

特定防衛施設 松島飛行場	特定防衛施設関連市町村 石巻市	特定防衛施設 霞ヶ浦飛行場	特定防衛施設関連市町村 土浦市	特定防衛施設 相模総合補給廠	特定防衛施設関連市町村 相模原市
硫黄島飛行場	東京都 小笠原村		茨城県 稲敷郡 阿見町	徳島飛行場	徳島県 板野郡 松茂町
厚木飛行場	藤沢市	宇都宮飛行場	宇都宮市	目達原飛行場	佐賀県 神埼郡 吉野ヶ里町
芦屋飛行場	福岡県 遠賀郡 水巻町	相馬原飛行場	群馬県 北群馬郡 榛東村		佐賀県 三養基郡 上峰町
鳥島射撃場	沖縄県 島尻郡 久米島町	木更津飛行場	木更津市	北部訓練場	沖縄県 国頭郡 国頭村
下北試験場	青森県 下北郡 東通村	キャンプ座間	相模原市 座間市		沖縄県 国頭郡 東村

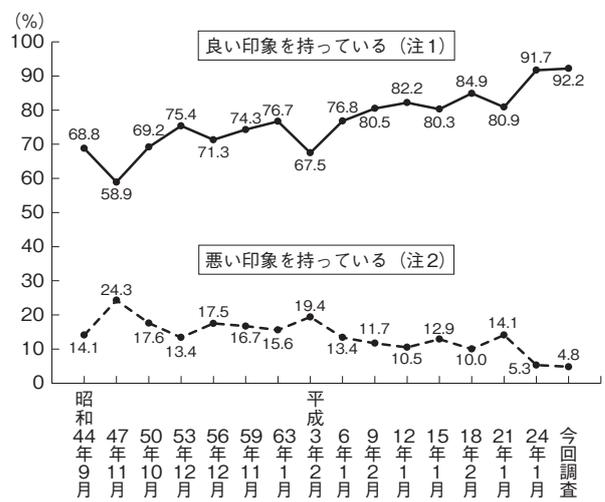
調査の概要 調査時期：平成27年1月8日～1月18日
 調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者
 有効回収数（率）：1,680人（56.0%）
 調査方法：調査員による個別面接聴取法
 詳細については、〈<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-bouei/index.html>〉参照

1 自衛隊や防衛問題に対する関心



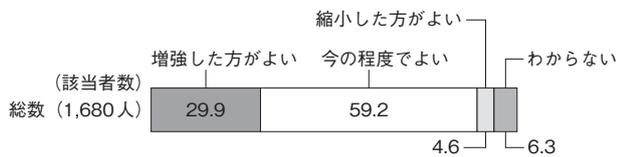
(注1) 「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計（昭和59年11月調査までは、「非常に関心がある」と「少し関心がある」の合計）となっている。
 (注2) 「あまり関心がない」と「全く関心がない」の合計となっている。
 (注3) 性別及び年齢別の詳細については、〈<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-bouei/zh/z01.html>〉参照

2 自衛隊に対する印象

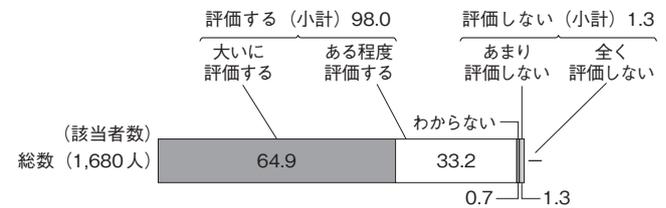


(注1) 「良い印象を持っている」と「どちらかといえば良い印象を持っている」の合計（平成18年2月調査までは、「良い印象を持っている」と「悪い印象を持っていない」の合計）となっている。
 (注2) 「どちらかといえば悪い印象を持っている」と「悪い印象を持っている」の合計（平成18年2月調査までは、「良い印象を持っていない」と「悪い印象を持っている」の合計）となっている。

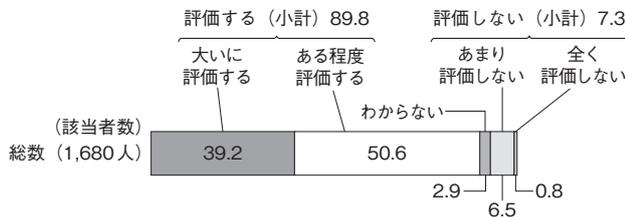
3 自衛隊の防衛力



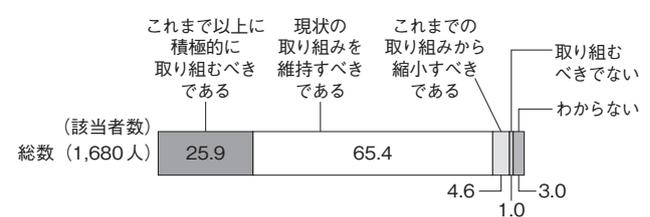
4 自衛隊の災害派遣活動に対する評価



5 自衛隊の海外での活動に対する評価



6 国際平和協力活動への取組



資料81 防衛省における情報公開の実績（平成28年度）

	防衛省本省	地方防衛（支）局	防衛装備庁	計
1 開示請求受付件数	2,125	2,569	273	4,967
2 開示決定等件数	2,049	2,739	189	4,977
全部開示決定件数	1,054	1,139	51	2,244
一部開示決定件数	909	1,571	109	2,589
不開示決定件数	86	29	29	144
3 不服申立て件数	3,694	5	3	3,702
4 訴訟件数	6	0	0	6